

土 木 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月2日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成21年 7 月 2 日 木曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 3 時40分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 甲第 2 号議案 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
甲第 4 号議案 平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 2 乙第 5 号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 3 乙第 7 号議案 沖縄県土地開発公社定款の一部変更について
- 4 陳情平成20年第68号、同第96号の 3、同第108号の 3、同第115号、同第130号、同第133号、同第138号、同第152号、同第160号、同第183号、同第185号、同第202号の 2、陳情第18号、第24号、第35号から第37号まで、第74号の 4、第76号、第90号、第91号の 2、第109号、第118号、第119号、第134号、第135号及び第140号
- 5 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 當 山 眞 市 君
副 委 員 長 照 屋 大 河 君
委 員 新 垣 良 俊 君
委 員 嶺 井 光 君

委	員	池	間	淳	君
委	員	新	垣	哲	司
委	員	高	嶺	善	伸
委	員	嘉	陽	宗	儀
委	員	新	垣	安	弘
委	員	大	城	一	馬
委	員	平	良	昭	一
委	員	吉	田	勝	廣

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土	木	建	築	部	長	仲	田	文	昭	君
土	木	企	画	課	長	喜	瀬	普	一	郎
用	地	課	長	狩	俣	栄	君			
道	路	街	路	課	長	新	里	末	守	君
道	路	管	理	課	長	前	泊	勇	栄	君
河	川	課	長	小	禄	茂	徳	君		
港	湾	課	長	神	田	豪	君			
空	港	課	長	与	那	霸	義	博	君	
下	水	道	課	長	宮	城	光	秋	君	
住	宅	課	長	渡	久	山	盛	清	君	
企	業	局	長	宮	城	嗣	三	君		
企	業	技	術	統	括	監	大	城	康	信

○當山眞市委員長 ただいまから、土木委員会を開会いたします。

甲第2号議案、甲第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案の4件、陳情平成20年第68号外26件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題いたします。

本日の説明員として土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、甲第2号議案平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 甲第2号議案につきましては、お手元の冊子平成21年第4回沖縄県議会(定例会)議案(その1)により、御説明申し上げます。

7ページをお開きください。甲第2号議案平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、その概要を説明いたします。今回の補正は、経済危機対策に係る下水道事業特別会計の補正で歳入歳出予算額は3億3600万円であります。これに既決予算額128億3666万9000円を加えますと、改予算額は、131億7266万9000円となります。

事業の内容といたしましては、那覇浄化センター管理棟中央監視設備の増設、下水道長寿命化計画策定のための基礎調査であります。

詳細については、下水道課長に説明させます。

(下水道課長がパネルを使って詳細な説明を行う)

○仲田文昭土木建築部長 以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 乙第5号議案につきましては、お手元の冊子平成21年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）により、順次御説明申し上げます。

28ページをお開きください。乙第5号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、県民広場地下駐車場利用者に対するサービスの向上と管理経費削減を図るため、指定管理者が利用料金を収入として収受できる利用料金制度に改めるとともに、自動二輪車及び原動機付自転車の駐輪環境を改善するため、二輪車についての規定を整備するものであります。また、普通自動車については近隣民間駐車場の料金水準に均衡させるため、定期駐車料金を見直すものであります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 条例の直接の駐車場ではないですけれども、せっかくですので教えてもらいたいんですけども、最近、県営住宅のこれまで入居者は無料開放されていた駐車場を有料化するという動きがあるそうですが、入居者から実質的な家賃の値上げじゃないのかと。当初の契約と合わないということで駐車場の有料化について非常に問題が起きているという話なんですけども、皆さんの駐車場管理の方針はどうなっていますか。

○渡久山盛清住宅課長 県営住宅の駐車場使用料についてなんですけれども、これは県営住宅の敷地内の駐車場、これは順次に各団地可能なところから整備

を進めております。その有料化につきましては平成7年10月1日から、これは県営住宅の管理条例に駐車料金の使用の規定を打ちまして、平成7年10月1日から実施しているものであります。

○高嶺善伸委員 県営団地の駐車場の有料化による歳入の審査をしたことはないんですが、平成7年から有料化してある県営住宅とはどこどこですか。

○渡久山盛清住宅課長 県営住宅の駐車場の有料化の状況、ちょっと概略の資料を今手元で見えておりますが、平成19年度末現在のデータを今見ております。それで78団地、これは駐車台数で申しますと1万582台となっております。団地の詳細につきましては、今手元に資料を持っておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

○高嶺善伸委員 そうすると、今後まだ有料化していない団地もすべて有料化するという方針ですが、いつまでに全部有料化する予定なんですか。それと同時に、これだけ有料化すると県営住宅、県営団地の駐車場料金というのは年額どれぐらいになるんですか。

○渡久山盛清住宅課長 駐車場の使用料、徴収状況をお答えしたいんですけども、平成19年度の数字で申しますと調定額が2億6467万円余り、それから収入済額で申しますと2億3853万円余りとなっております。収納率が90.1パーセント。ちょっと今全体の整備計画を手元に資料を持ち合わせていませんので、こちらにつきましても確認をさせていただいて、後ほど示させていただきたいと思います。

○高嶺善伸委員 今まで無料だったところが、急に駐車場の線引きが始まって月額2000円、年間2万4000円、家賃とは別個に徴収しますということで指定管理を受けた業者が説明会をやったらしいですが、低所得者が多いのが公営住宅の入居者で、当初駐車場料金というのが契約にはないし、新たな負担だということで大変戸惑っているようですが、その辺についての今後有料化すべき県営住宅は何か所あるのか、それは入居者の同意がなくても強制的に有料化していくのか、その辺についてちょっと方針を教えてください。

○渡久山盛清住宅課長 委員の御指摘のとおり、従来は一部の団地において自治会等が多目的広場を自主的に管理して、無料で駐車スペースを管理していた

という経緯があります。それから県が条例の規定を打ちまして駐車場を整備し有料化して日が浅いということもありまして、先ほどの入居者のいろいろな御意見もあることだろうと思います。ただ、私どもとしましては駐車場の利用に際しましてはこれは国庫の補助金等も受け入れまして、順次、先ほど申しましたように駐車場の整備を進めているところでありまして、受益者負担の原則に基づいて駐車料を支払っていただきたいということで、整備を進める際には各団地自治会に事前の説明をしまして、意見交換をしながら作業を進めているところであります。

○高嶺善伸委員 これは要望を申し上げておくんですが、実際には自治会でこの駐車場的な広場を管理して、エイサーの練習であるとかいろいろ自治会活動、青少年健全育成にも使う広場として多目的に利用してきたものが、やっぱり個人の権利が設定されて有料化となると、こういう広場の利用の制限とそれからやっぱり新たに入居している使用料の中に駐車場料金相当も入っていたと思い込んでいて、実質的な家賃の値上げと受けとめる入居者もいるんですよ。だからその辺については、十分理解が得られるように説明を徹底することと、そういう入居者の了解をかならず得てから実施するということを配慮してもらいたいと、こう思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 県の地下駐車場、もう開業10年になりますけれどもまだ一度も利用していないんですが、利用率というのはどうなっていますか。

○前泊勇栄道路管理課長 地下駐車場の利用台数ですけれども、月大体平均1万4000台から1万5000台です。一日平均で大体500台くらいですね。スペースは200台くらいです。

○大城一馬委員 ということは、利用率は結構高いということですね。

○前泊勇栄道路管理課長 まあまあだと思っております。

○大城一馬委員 この駐車場が設置されるときに結構いろんな意見がございまして、本当に黒字になるのかどうか、収入が黒字になるのかどうかという心配

とか、あるいはまた周辺の民間業者への圧迫があるんじゃないかというような懸念も手伝って、ずっとこれは議論があったと思うんですよ。そういったことについては現在、10年後どういう予想になっているんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず収支の問題ですけれども、起債で借り入れたのが16億1000万円でございます。その中で単年度が平成20年度の決算額を見ますと大体1億300万円ぐらい、それから指定管理料が大体5000万円弱ですけれども、それを引きますと単年度収入が6000万円ほどございます。ただし、起債の償還が1億1000万円ということがありまして、一般会計の繰り入れが5000万円ということになってございます。それから、周辺の民間駐車場については競合性がないように料金の設定をやってきてまして、そういう問題は今のところは発生はしておりません。

○大城一馬委員 最後になりますが、二輪車が新たに設置されるわけですよ、二輪車の駐車スペースが。ここでは今年の10月からと。そして四輪車の駐車場の値上げが来年の4月からということですから、この値上げによって月平均、年平均どちらでもいいんですがどのくらいの収入増の見込みなのか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず二輪車ですけれども、今年10月施行を目標としておりまして、そうしますと平成21年度分、二輪車で増を予定しているものが54万円を見込んでございます。それから来年度、平成22年度の一年にわたっての収入の見込みがまず二輪車が108万円、それから四輪車定期分の1000円の分として120万円、トータルで平成22年度分合計で228万円を見込んでございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県土地開発公社定款の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 次に、33ページをお開きください。乙第7号議案沖縄県土地開発公社定款の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、公有地の拡大の推進に関する法律等の改正に伴い、沖縄県土地開発公社定款の一部を変更するものであります。改正の内容は、定款第7条第5項で規定している監事の職務について、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に定められたため、監事の職務の記載を改める等、所要の改正を行うものであります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この公有地の拡大の推進に関する法律の中身、条文があったら委員に配って知らせたらどうですか、業務内容の。

○狩俣栄用地課長 条文のコピーといいますか、公有地の拡大の推進に関する法律の目的と業務内容ということでよろしいでしょうか。

○嘉陽宗儀委員 要するに、これによって業務内容の変化があるかどうか見ないとわからんからね。これは明文にあるように公有地の拡大の推進にということで書いてあるから。

○狩俣栄用地課長 新旧対照表が配付されているかと思うんですけども、それによって説明をしたいと思います。今回の改正はいずれも法令等の改正に伴うものでございまして、まず第7条の役員の職務及び権限のところですが、現行の規定では監事のところ、第7条第5項でございまして。監事は民法第59条の職務を行うという規定がございまして、これは平成20年12月1日施行の公益法人制度改革関連三法の1つであります一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって、民法の第38条から第84条が削除された

ことに伴って、この民法第59条が削除されております。それに伴いまして左の改正案ですけれども、監事は公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項の職務を行うということで、同日付けで民法が削除されたものにかわって公有地の拡大の推進に関する法律の中で、監事の職務を定められております。削除された民法第59条の規定とほぼ同じような内容になっております。次に、理事会の議決事項第16条の規定でございますけれども左のほうの第16条第1項第3号ですね、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、この次にキャッシュフロー計算書ということで以前はなかったんですが、平成17年の総務省の通知によりまして土地開発公社経理基準要綱の一部改正がございまして、キャッシュフロー計算書を追加するよにということがあって、これを受けての改正になります。それから第17条業務の範囲の規定でございますが、これは右のほうの括弧1の下のイですね、公有地の拡大の推進に関する法律、括弧して略称、法律番号がありましたけれども、今回の改正に伴ってこの法律番号が第7条のほうに移動しておりますので、これに伴う条文の整理ということでございます。次のページですが同じ業務の範囲の第2号のほうで、公社の業務の中で、造成事業の中で、借地借家法に規定する借地権の設定でございますが、現行同法第24条一括弧して地上権を除き同法第24条とアンダーラインを入れてありますけれども一これが借地借家法の改正に伴って第23条と条文が移っておりますので、これに伴う改正でございます。それから第19条のほうで公社の資産ですが、これも平成17年の総務省の土地開発公社経理基準の一部改正に伴うもので、公社の資産は基本財産及び運用財産とするという規定がございましたけれども、経理基準の改正に伴って運用財産を取るということになりましたので、新たに公社の資産は基本財産とするということに改正をしてあります。それから第23条の決算等、これにつきましても同じく総務省通達の土地開発公社の経理基準の一部改正に伴って、先ほどと同様にキャッシュフロー計算書を入れるということでございまして、これに伴う改正でございます。それから第25条の余裕金の運用という規定がございしますが、右側の改正前の括弧2の第2号の郵便貯金又はというのが平成19年10月施行の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に伴う公有地の拡大の推進に関する法律の改正がございまして、これに伴って郵便貯金又はというのを削除しております。

以上が条文の改正の内容でございます。

○嘉陽宗儀委員 説明してもらったけれどもよくわからんのがあるのでちょっとだけ聞きますけれども、このキャッシュフロー計算書というのはどんなのですか。

○狩俣栄用地課長 キャッシュフロー計算書というのは資金の流れ、主にこの期末のですね、当初の初期の現金が期末に幾らになっているかという、いわゆる現金の流れ、キャッシュフローを計算したものでございまして、従来の貸借対照表と損益計算書、まあ発生主義の考え方なんですけれどもキャッシュフロー計算書は現金主義の考え方に基づいているということで、現金の支払いあるいは回数にかかわる数値を計上して最終的にキャッシュの残高を示すと。そのキャッシュフロー計算書がその企業のキャッシュフローの創出能力と支払い能力、資金効率を示すものだとされております。

○嘉陽宗儀委員 中味よくわからなかったけどちょっとはわかったような感じがするんでそのままにしておいて、この資産の運用になりますけれども、今この土地開発公社の資産を皆さんが抱えている財産というのはどれだけあるんですか。不動産と動産分はあるんですか、土地開発公社が管理している財産。

○狩俣栄用地課長 平成20年度の土地開発公社の財務諸表による財産目録によりますと、流動資産と固定資産がございまして、流動資産で約90億円、9万7697円と約90億円でございます。固定資産が46億7500万円、資産の部の合計が約136億円ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 さっき借地権の問題が出ていましたね。借地権を設定し当該造成地を業務施設云々に分けると書いてあるけれども、現在借地権設定されている皆さん方のこの土地はどのくらいあるんですか。

○狩俣栄用地課長 この借地権の設定した事業につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の中にこういう規定がありまして、これを定款の中にもうたっておりますけれども、現在の土地開発公社では借地権を設定した事業は行っておりません。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、今の場合には借地権は全部設定しないでそのまま賃貸借する場合もそのまましてるんですね、土地開発公社の土地は。

○狩俣栄用地課長 借地ではなくて基本的には分譲ですね。

○嘉陽宗儀委員 今、皆さん方が分譲すべき資産はどのくらい抱えていますか。

○當山眞市委員長 休憩します。

(休憩中に、嘉陽委員から答弁に時間を要するのであれば後で資料として提供してほしいとの要望があり、執行部も了解した)

○當山眞市委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 このうち皆さん方は公共施設を張りつけるために先行取得しているのがありますよね。これはどのくらいありますか。まだ寝かしているのは。

○狩俣栄用地課長 豊見城地先内でということでございますか。一般的な話ですか。

○嘉陽宗儀委員 全体でどのくらいありますかと聞いている。

○狩俣栄用地課長 先行取得事業につきましては、平成12年に浦添市の国立劇場おきなわ用地をやっております、これがまだ買い戻しの事業中です。それから同じ平成12年頃に宜野湾浄化センター用地を先行取得しまして、これは今年の4月で完了しております。

○嘉陽宗儀委員 ちょっとかみ合わないんだけど、資料を後でもらってね。本当に聞きたいのは、皆さん方はいろいろと土地造成をしてきたけれども売れない、マリンタウンでもいろいろあつたりするし、塩漬け状態になっている土地がどのくらいあるかというのが本音、聞きたいところはそこにあるわけ。それはわかるでしょう。

○狩俣栄用地課長 本県土地開発公社の所有土地については、いわゆる塩漬けとしてはございません。

○嘉陽宗儀委員 何がついている。

○狩俣栄用地課長 順調にっております。

○嘉陽宗儀委員 では資料を持ってきてから、後でやりましょう。

○當山眞市委員長 ただいまの件については後で資料を提出するという事でお願いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成20年第68号外26件の審査を行います。

ただいまの陳情27件について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

7ページの平成20年陳情第138号古島団地の建てかえに関する陳情について説明いたします。推進協議会の設置に向けて、去る6月17日に、準備会議を開催しましたので、時点修正しております。

次に、15ページの陳情第24号公共工事の早期発注並びに建設工事入札における最低制限価格の引き上げに関する陳情について変更した部分を読み上げます。沖縄県としましては、地域の基幹産業である建設産業が、非常に厳しい経営環境にあることから、緊急的経済対策の一環として、当分の間、最低制限価格を、実質的に90%程度になるよう運用することとし、平成21年6月22日から適用しているところであります。

次に、新規に付託された陳情10件について御説明申し上げます。

まず、19ページの陳情第74号の4離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について御説明申し上げます。件名及び陳情の要旨に記された番号順に処理概要を御説明申し上げます。

1、県においては、海浜清掃を市町村へ委託する費用として海浜地域浄化対策費を計上しており、支援体制の強化に努めているところであります。また、国に対しては、ごみの漂着状況の監視体制の強化や処理に係る財政支援等を求めており、今後とも関係機関や市町村と連携を図りながら、海岸の美化に取り組んでいきたいと考えております。

2、東村の平良海岸高潮対策については、平成22年度新規事業として、国と調整を図っているところであります。また、有銘海岸については、背後の集落地域からの雨水の処理が必要であることから、護岸と一体となった排水路を平成21年度に整備いたします。なお、国道331号、県道70号線の改修については、今後、対策の必要性を検討していきたいと考えております。

20ページをお開きください。

3、本部港は、平成18年度から新たな事業に着手しており、コンテナ船舶対応可能な岸壁、荷捌き地、野積み場等について整備を行っております。上屋については、本部町と調整していきたいと考えております。また、花卉用予冷库や冷凍冷蔵庫の整備については、公共施設としての整備は困難であると考えております。

4、ヨットハーバー整備について、現在、本部港エキスポ地区は、ヨットやプレジャーボート利用者が少ない状況であることから、今後の需要動向を見極める必要があると考えております。

5、伊江港の西バース船尾岸磨耗の補修については、適切に対応したいと考えております。また、中央バース船尾岸の勾配改修と東側岸壁の嵩上げについては、伊江村と調整していきたいと考えております。

21ページをお開きください。

6、伊平屋・伊是名間架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な建設財源の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

7、伊平屋空港の整備については、平成11年度から基礎的調査を実施しており、平成18年度から平成19年度にかけて、空港整備計画へ住民意見を反映させるためのパブリックインボルブメントを実施いたしました。また、平成20年度から環境影響評価の進めを進めており、平成21年度は準備書作成に向けた環境現況調査等を進めているところであります。今後、関係機関との調整を図りながら、早期に事業化できるよう取り組んでいきたいと考えております。

22ページをお開きください。

8、前泊港は、北防波堤完成後その効果を検証した後に、波除堤設置につい

て検討していきたいと考えております。泊地のしゅんせつについては、現地調査を行い適切に対応したいと考えており、岸壁のかさ上げ、避難泊地の整備については、伊平屋村と調整していきたいと考えております。また、野甫港の待合所については、整備について検討していきたいと考えております。

9、津堅架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、海上距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な建設財源の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

23ページをお開きください。

10、空港の照明施設については、航空法の規定により、夜間着陸等を行う空港において整備することになっていることから、南北大東両空港については、滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備は行っておりません。しかしながら、夜間急患輸送の安全性を高めるためには、夜間照明が必要となることから、今後関係機関との調整を図りながら、照明施設の整備手法等の検討に取り組んでいきたいと考えております。

11、渡嘉敷港の屋根付通路の設置については、検討していきたいと考えております。また、道路護岸の補修については、平成20年度に工事完了しており、野積み場の舗装整備については、検討していきたいと考えております。

12、座間味港の防波堤西側港口堆積砂の航路浚渫については、現地調査を実施し、早期に対応したいと考えております。

24ページをお開きください。

13(1)、栗国港の沖防波堤については、平成21年5月に完成しており、今後は、船舶の就航状況等を勘案し、さらなる対策の必要性を含めて対応を検討していきたいと考えております。

(2)、栗国港のアーケードの整備については、検討していきたいと考えております。

14、現在、南大東村においては、漁船を対象として南大東漁港が整備中であり、また、北大東村においても漁港整備が事業採択されております。このような状況を踏まえ、亀池港の小型船だまりのさらなる整備については、南大東村と調整していきたいと考えております。

25ページをお開きください。

15、北大東江崎地区は、現在、平成22年度からの整備に向け国と調整を進めているところであります。

16、乗瀬橋の整備については、宮古島市が実施予定の橋梁劣化調査や伊良部大橋の進捗等も踏まえ、今後、宮古島市と協議しながら検討していきたいと考えております。

26ページをお開きください。

17、下地島空港佐良浜線における佐良浜集落内の道路は、改良に向け検討した経緯がありますが、地域の合意に至らず、事業化できなかつたものであります。そのため、県では、地元の理解を得て、バイパス道路の整備を進め、平成12年度に供用しております。県としては、伊良部大橋供用後の島内の交通量の変化を踏まえた上で、要望区間の整備について検討していきたいと考えております。

18、西里通りは、歩行者と車の交錯等、交通安全の確保の課題があります。そのため県では、これまで説明会を開催し、コミュニティー道路と電線類地中化の整備について提案しております。県としては、今後通り会からの意見集約を受け、現道幅員内における道路整備の事業化を検討していきたいと考えております。

27ページをお開きください。

19、宮古圏域における広域公園の整備については、県としてもその必要性は認識しておりますが、県の財政状況が厳しいこと、合併に伴う都市計画区域の再編及び伊良部架橋実現による一体的な土地利用のあり方などの課題があり、今後もこれらの課題の解決を図りながら、事業化に向けて慎重に検討していきたいと考えております。

20、下地島空港は、国内唯一のパイロット訓練飛行場として、国内航空路線の安全航行に寄与しており、今後とも、パイロット訓練空港としての機能を維持する必要があると考えております。一方、下地島空港の更なる利活用については、周辺残地の有効活用と一体的に進める必要があることから、宮古島市、国及び民間航空会社等の意向も勘案しながら、利活用方策について検討していきたいと考えております。

28ページをお開きください。

21、波照間空港の旅客数は、船舶との競合により年々減少してきており、平成19年11月末の琉球エアークミューター株式会社の路線廃止後、当該路線を引き継いだエアードルフィン社も平成20年11月から運休している状況であります。滑走路拡張については、航空需要の喚起や航空会社の就航の見通しなど、整備の熟度を高めていくことが重要であり、県としては、これらの条件整備の状況を勘案しながら、滑走路拡張を検討していきたいと考えております。

22、上地港の西側防波堤整備については、平成21年度の新規事業として早期に工事着手する予定であります。

23、祖納港の静穏度改善については、今年度、現地調査及び解析を実施し関

係機関と協議を行う予定であります。

次に、29ページの陳情第76号県道、与那国島線祖納集落内217号線の拡張に関する陳情について御説明申し上げます。

県道与那国港線は、地方港湾祖納港と県道与那国島線を結ぶ港湾へのアクセス道路であります。既に海岸沿いにバイパス道路が整備されており、要請のある集落内の道路については生活用道路として利用されております。そのため、県としては、与那国町の意向を確認し、道路整備の必要性を検討していきたいと考えております。

次に、30ページの陳情第90号豊崎プロジェクトに関する陳情について御説明申し上げます。

沖縄県土地開発公社は、豊見城市豊崎の臨空港産業用地の分譲に当たって、複数の企業の中から選定委員会により選定された株式会社チャーミング・リゾート沖縄と、平成19年2月28日に土地売買契約を交わしました。同公社は公有水面埋立法による所有権移転の許可を受け、納入通知書を送付しようとしたが、契約と直接関係のない問題を理由に送付を断られました。その後1年2カ月を経過したことから、同公社は期限を平成20年11月28日とする納入通知書を送付しました。しかし、納入期限の延長要望があったため、これに配慮し、さらに約6カ月間延長しました。その後、結局、経営不振を理由に、合意解約について要望が出されました。これまでの経緯を踏まえ、同公社としては、期限までに代金の支払いがなかったことから、建設着手期限の前日である平成21年6月19日までの代金納入と、納入がない場合の契約解除及び契約保証金の同公社への帰属について、催告並びに通知を送付しました。しかしながら、催告の期限までに代金の支払いがなかったことから、土地売買契約は平成21年6月20日をもって解除となり、同契約第10条第2項の規定に基づき、保証金は同公社に帰属したところです。

次に、32ページの陳情第91号の2台湾東部と八重山諸島の観光経済圏形成推進に向けた課題に関する陳情について御説明申し上げます。

航空機の航空路は国際民間航空機関の基準により定められており、国の専権事項となっております。県としても、新たな航空路が設定されることにより、台湾東部と八重山圏域の人的交流等が促進され、観光産業を中心とした両地域の発展が期待されるものと考えております。そのため、関係部局と連携し、どのような形で支援できるのか検討していきたいと考えております。

次に、33ページの陳情第109号公共工事に係る工賃の支払いに関する陳情について御説明申し上げます。

美里高校屋内運動場及び武道場改築工事（建築1工区）については、破産手続開始の申し立ての告示がなされた後、請負者から工事続行不能届が提出されたことから、工事契約の解除を行いました。その後、県、請負者及び保証会社立ち会いのもと、工事出来高検査を行い、出来高を確認しました。その結果、これまでの出来高に係る工事費については、既に請負者に支出済みの前払金により精算されたところであり、陳情者の下請代金につきましては、請負者と下請業者の私的契約であるため、発注者で代払いすることは困難であります。

次に、34ページの陳情第118号安謝川河川改修工事に関する陳情について御説明申し上げます。

安謝川河川改修工事計画で、建設大臣認可の公文書及び河川局治水課長からの通知書の発送日と各々の收受日が同じ日になっていることについては、当時、建設省とのやりとりの中で、認可日について、建設省から沖縄県へ事前連絡があった場合は、その認可日と收受日を同一日付にして処理したものと考えております。認可書等に大臣や治水課長の名前もないことについては、当時、建設省の全体計画の認可書では、すべて建設大臣の職名のみとなっております。また、認可書等の公印と国から情報公開で求めた公印台帳が異なっていることについては、沖縄県としては、建設省からの認可を得て、收受を行ったと考えております。

次に、35ページの陳情第119号安謝川河川改修工事に関する陳情について御説明申し上げます。

安謝川の当該区間については、昭和58年に陳情者からの土地買取要請に基づき、昭和59年に用地を取得しました。その後、土地利用との整合性から、平成11年3月に県と陳情者は現況河川に沿った現河川拡幅案への変更で、合意に至っております。その際、廃川敷と新規つぶれ地との交換及び廃川敷の処理については関係法令に基づき協議することを確認しています。残地補償については、売買契約時に申し入れがなかったことから、補償しておりません。土地等価交換に係る合意事項の履行については、平成20年3月に文書にて回答しております。また、26年間使用してきた用地は、河川法第27条の許可が得られていない状況にあり、さらに、河川などの公共用財産については、民法でも時効取得の適用がないものとされております。管理用通路は、隣接の地域住民も利用が図られるよう計画する必要があるため、縦断勾配を学園の全敷地に合わせることは困難なものと考えております。また、管理用通路の一部返還や正門前の用地を返還することについては、河川法線の変更が伴うことから困難であります。

次に、37ページの陳情第134号沖縄県の公共的土木建築物で、EMを活用す

ることに関する陳情について御説明申し上げます。

下水再生水の利用については、現在、主に那覇新都心地区において、沖縄県那覇浄化センターの再生水を活用しているところであります。継続的な節水対策として、平成21年度から県庁周辺地区や那覇空港ターミナルビルにおける再生水供給事業に着手し、平成24年度を目途に供用開始する予定であります。汚水・排水へのEM活用については、研究機関による定量的な解析結果を待つとともに、経済性等の優位性が確認された段階で各施設への導入について、検討していきたいと考えております。

次に、38ページの陳情第135号沖縄県の下水処理場（浄化センター）にEMを活用することに関する陳情について御説明申し上げます。

EMを使つての下水処理については、全国で幾つかの実験事例を確認しておりますが、日本下水道事業団によりますと、その効果について定量的な解析に基づく評価がなされておらず、現在は継続した調査・研究も行われていない状況です。今後、公的機関の研究が進み、経済性等の優位性の確認ができた段階で、本県に適したモデル事業について検討を行いたいと考えております。

次に、39ページの陳情第140号泡瀬干潟埋立事業の中止の決議を可決することに関する陳情について御説明申し上げます。

県は、沖縄市が土地利用計画を検証することは行政の裁量の範囲内の行為であり、さらには、市長表明がなされたからといって、直ちに港湾計画や埋立免許等に変更を生じるものではなく、現時点においてもその効力を有しており、沖縄県による埋立事業の経済的合理性が失われるわけではないと考えております。また、第1審判決においては、「平成12年の埋立免許時点の土地利用計画は経済的合理性を欠くとまで言うことはできない」となっております。県としては、沖縄市による土地利用計画見直し後、早期に事業効果が発現できるよう、引き続き環境保全に配慮しつつ、国や市と協力しながら事業を推進していきたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 陳情第90号についてですね。この件については當間議員からも一般質問で質問があったと思うんですが、株式会社チャーミング・リゾート沖縄が土地を購入いたしまして事業に入りたいということですが、その事業の目的は何ですか。目的と、それから土地の面積、金額も。

○狩俣栄用地課長 株式会社チャーミング・リゾート沖縄の当初の事業計画でございますけれども、客室500室のリゾートホテル、そしてエンターテイメントラグーンという施設、それから商業モール等の施設を整備する計画で、分譲用地の面積としては、6万8200平米ということになっています。

○新垣哲司委員 金額のほうは。

○狩俣栄用地課長 売買代金は約30億円となっております。

○新垣哲司委員 リゾート的なホテルをつかって、そこにあったショッピングモールとか、あるいは敷地に似合ういわゆるリゾートをしたいという目的で参入したと思います。あわせてまた選定委員会の中でも、当時は立派な企業だということで選択されたものだと、土地開発公社も豊見城市もそれによって選択されたということなんですが、御承知のとおり世界的に非常に不況のために思うことができなくて恐らく断念をされたものだと思っておりますが、例えば民事再生法をした場合には、これはいわゆる一時金ですね、契約の一時金を支払うことができるといいます。それはどうなんですか。いわゆる契約金は入れていますか。入れてあるのであれば幾らですか。

○狩俣栄用地課長 例えば、会社更生法とか民事再生法とかいう裁判所に適用申請しまして、裁判所のほうがそれを決定すれば法定解除ということで、当初から契約がなかった状態に戻りますので、この際には契約保証金を返還されるということになります。

○新垣哲司委員 ですから、いま契約金は入れていないんですか。金額は。

○狩俣栄用地課長 通常、売買代金の1割ということで約3億円ですね。

○新垣哲司委員 今おっしゃるように民事再生法をした場合には、それはいわゆる契約金を納めてもそれは取れると。しかし、要旨内容にもあるようにこのチャーミング・リゾート沖縄は老人ホームとか、内地のほうでいろんな形でやっているようで、そこにもありますようにグループの施設入居者が600名もいるというようなことが書かれているんですが、いわゆる再建をしっかりとやっていきたい。そして万が一、会社更生法になった場合にはこの600名の皆さんに迷惑をかけると。こういうような説明がされているんですが、その辺についての御説明がございましたか。

○狩俣栄用地課長 土地開発公社と契約を締結しているのは、あくまでもチャーミング・リゾート沖縄という会社でございます、そのグループ企業の中に、県外の大都市に健常者のシニア老人ホームを運営しているという事業がございますけれども、この土地開発公社と契約を締結している企業とは別の法人になりますので、これについては同公社としてはやっぱり契約の相手方としか交渉ができないということで、契約の範囲内でやっております。

○新垣哲司委員 いや、この陳情には1、2があって補償金の返還をしてもらいたいというようなことなんですよね。または、代金納入期日の延長をしていただきたいと。大きく言うと二つに分けられていますよね。ちょっと説明を受けたんですが、それだけの方々にやはり民事再生法をした場合には、これがいわゆる一般債権になると。もしやった場合にはですね、そうなった場合には非常に多くの方に迷惑をかけると。その一時金のことが返還できれば努力してしっかりやっていけるものだと、こういうふうなお話を聞いたんですが、それについてはどう思いますか。

○狩俣栄用地課長 申しあげましたけれども同公社としては、同公社と契約をしたのはチャーミング・リゾート沖縄という株式会社なものですから、高齢者向けのシニア事業をしているのは別の法人になるわけですね。そうしますと、やっぱり別の法人のところまでは同公社としては関与できませんので、この契約当事者の会社とのみこれまでも調整してきているし、この契約を履行してもらいたいということでずっときていますので、その事業が契約保証金を返還することによってまたどうなるかというのもまったくわかりませんので、こういった契約当事者を対象にした契約の範囲内でしか対応できないということでやってきました。

○新垣哲司委員 いや、この契約相手というのはチャームング・リゾート沖縄ではございませんか。

○狩俣栄用地課長 契約当事者の相手方はチャームング・リゾート沖縄です。ただ、ここに書いてある高齢者向けの事業というのは、グループ企業ではあると思うんですけども別の法人ですね、別の会社です。

○新垣哲司委員 確かに今、燃料の高騰とかいろいろと世界的に不況がありましたよね。不況があつていろんな形で国も県も補正を組みましたよね。だから企業でも、やっぱりそういうようなしわ寄せがきて思うようにいかなかったと。実際はリゾート沖縄、豊見城市豊崎にきて沖縄でしっかり頑張ろうというような気持ちではなかったかなあと推測するんですがね。しかし、御案内のとおりこうなっているものですから、皆さんはもう法的にこうであればこうでいるというね、縛りつけるようなあれじゃなくて、双方とも話し合いをして、いわゆる沖縄県の知事を先頭にいろんな形で企業を誘致して、そして観光もそこでということだね、非常に前向きに宣伝して本土にも宣伝したんですが、実際はこういう不況にあつてね、できなかつたというのが企業のあり方なんですけど、中城湾泡瀬はまだこの地方公共団体の場合はね、いろんな形で国から県も補正組んで助けるものは助けようということなんですけど、そういうことでそれなりに努力はしているわけですから、どうにかテーブルについて話し合いをするというのは持てることはできませんか。

○狩俣栄用地課長 土地開発公社はこれまでに何度も当該企業と話し合いをして、当該企業の要望に応じて売買代金の納付期限を延長したり、いろんな形で配慮をしてきたんですけども、また一たん、当該企業のほうから事業変更をしたいという申し出があつたんですけど、その直後に合意解約をしたいという申し出等もあつて、同公社としてはやっぱり継続して事業をする意思がないという判断をせざる状況になつたわけですね。それで同公社のほうは顧問弁護士ともいろいろ相談をしてきた過程の中で、やっぱり契約期限、公有水面埋立法の埋立許可から2年という着手期限等もございまして、それがいつまでも豊崎地区の地域振興のために、次のステップが踏めないということで困るといふこともあつて、意思がなければ次の段階に行きたいということで、ずっと企業のほうにも話をしてきています。おっしゃるように経済不況の事情があるんですけども、これはこの豊崎の中もそうですがいろんな形で経営努力をしている

企業もございます。そういうこともあって、この特定の企業に対してこういうことをまた認めますと、ほかにいろんな形で影響していく、波及していくということも同公社は心配をしております、やっぱりこの辺はきちんと契約どおりやっていたきたいというのが公社の姿勢だと思います。

○新垣哲司委員 やはり処理概要にありますように、延長とかいろんな形で県は努力をしているのは確かにおっしゃるとおりだと思っております。しかし、そういう形で公社はこういう参入する企業を助ける意味ではいいけど、発展させるようなことを前向きにも考えないとね。弱くなったからということでそれをまた法で縛って、他の、これから出てきたら困るとい、この単純な発想ではどうかなと僕は思っているんですよ。確かにおっしゃるとおり、これが民事再生法になった場合にはこういう返還もできるでしょう。あるいはまた今までの例として、これは聞かされたんですが事実か本当かはわからないけど、いろんな理由で二、三ね契約をしてから解除もあるというようなことも聞いているんですが、私が聞きたいことは確かに県も相当な努力をしている。そういうことでお互い弁護士同士でもね、しっかりとできる体制をとっていただけませんかということなんですが、土木建築部長、その辺はどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 この件につきましては、私どももやっぱり沖縄県の観光振興ということで、その観点から豊崎のほうにこういった企業を募集しております、これが平成19年6月ですからその当時は4社か5社ぐらいはあったということでもあります。その中からこのチャーミング・リゾート沖縄を選定したわけですが、本来ですとすぐに着手していただければ、確か同時期にこの場所へ応募した企業もあって、漏れたためにほかのほうへ行って既に営業をしているというところがあります。そういった意味で私どももこういう事態になったということは非常に残念ではありますが、そういうことからして土地開発公社のほうとしてはできるだけ期限を延長して、相手に検討する機会を与えております。しかし2年間待ったわけでございまして、我々公社のほうもほかにもまた募集をかけて企業立地を推進していきたいということで考えております。そして弁護士の件につきましては、同公社のほうは弁護士を介して交渉しています。残念ながら相手のほうは弁護士は立てておりませんので、その辺はうちのほうとしては非常に法的に問題がないかとかそういうことで、同公社のほうとしてはこれは検討した結果でございますので、企業進出することが私どもは非常に望ましいことでもありますけれども、契約上の履行ということも大事だと思いますので、この辺は御理解いただきたいと思っております。

○新垣哲司委員 期限は、土地開発公社の場合は与えてやったというんですが、最後の最後まで努力する気持ちでお互いが納得いくような形で頑張っていたきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 陳情第90号ですね。豊崎プロジェクト、我が会派の中での代表質問等もありましたし、私もそれに関連の中での一般質問をさせていただきましたけれども、土地開発公社というのはあくまでも官の立場であるということから、この契約の中身について少し質疑させていただきたいんですけれども。選定委員会を設置してこの業者を選定してきたという経緯を踏まえて、10パーセントの契約保証金、これの根拠をまず教えてほしい。30億円の土地の代金について、3億円の補償金を入れる根拠をまず教えてもらいたい。

○狩俣栄用地課長 直接的な根拠は1割にするという法律的な規定はございませんけれども、不動産の売買とか、慣習的に1割にしていると。宅地建物取引業法では2割以内というのがあるんですけれども、通常の慣習で1割ということになっていますので、土地開発公社にそれを担保する意味で1割ということを設定しております。

○平良昭一委員 慣習にのっとってやってきたということですよ、これまでの経緯の中で。その中で、それぞれの契約書の中に全く慣習にそぐわないような条文が多すぎると私は思っています。見せてもらいましたけれども何と申しますか、民間の方が3つ契約をできなかったというのが答弁の中でありましたけれども、その中身を見てみると自宅を建てたいということで交通事故にあって履行ができなかった、病気になってできなかったとか、沖縄振興開発金融公庫からお金が融資できなかったから契約を解除したということで3件でできましたけれども、それはすべて10パーセントみんな補償金も取っているんですよ。それに関して、官という立場の中で、結局、選定委員会も含めてお互いの信頼関係がありながら、相手の責めに帰すべきことができない状況の中でも全額を取るということに関して、官の立場からどうですか。

○狩俣栄用地課長 これは契約を締結する際に、契約双方当事者は契約補償

金という形で説明をして合意をしております。いま病気等々ありましたけれども、いわゆる事情変更という契約の事情変更という原則はございますけれども、その中には病気とか個人の責めによる理由は該当しないということがあって、同公社としましてはいわゆる契約補償金そのものが契約を履行する担保であるということから説明をして、こういう状況になられたときは本人の申し出を受けて、今回も先ほどの3名の事例も本人の申し出を受けて契約合意という形での対応をしております。

○平良昭一委員 相手側からの合意があったということでありましてけれども、普通は個人の方々が官に訴えることはできませんよ。今回の陳情は企業だからできるような状況なんです。それが民法の信義誠実の原則、これにもまず反している。それと事情変更の原則、これは当然それにも値しますよ。予期せぬ出来事ですよ。事故は自分が好きで事故になるわけじゃないですよ、病気になるわけじゃないですよ。そういう配慮も官はできないんですか。弱い者をがけから落とすようなことを皆さま方は続けていいんですかということですよ。ここにはここまで来るような状況があったと思いますよ。その中でこれぐらいの話し合いもできなかったのかということ。本当に相手の責めが責めに帰すべき状況であったと思いますか。まずはこの民間の方3件から言ってください。

○狩俣栄用地課長 民間の方の個人住宅用地でございますけれども、病気等々でありました。ただやっぱり土地開発公社としましては契約を遵守してもらおうと。先ほどの信義誠実の原則でございます。これも基本的にはお互いが交わした契約を契約どおりしてもらおうということが基本原則だと思います。契約を進めていくと、事情変更でございますけれどもいわゆる民法でいう事情変更というのは、委員の一般質問等ございましたけれども、第543条で債権者、債務者の責めに帰することができない事由ということでありましてけれども、売り手のほうが履行できないときは買い手のほうから契約を解除することができるという規定でございます。今回の病気等々につきましても、双方が合意した契約に基づいてそういう事情になって、それを双方からの申し出によって合意してこの取り決めに従って対応したということで、この契約上あるいは法律的にも問題はないということで対応しております。

○平良昭一委員 いま第543条出ましたよね、皆さま方は債権者じゃないんですか、それでは債務者という扱いをしているんですか。これは置きかえることができるんですよ、契約というのは。まずそこを聞かせてください。

○狩俣栄用地課長 民法第543条は債務不履行の規定でございまして、履行の全部または一部が不能となったときは、債権者は契約の解除をすることができる、とあります。この場合の債権者というのは売り手のこと、売り手側を契約解除することができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない、ということになっていますけれども、この債務者というのは売り手側ですね。売り手が自分の物件を不履行になった場合はその限りではないということで、通常、土地売買契約はこの規定上、土地を売る側が債務者、買う側が債権者になりますので土地開発公社としては土地を持っている、買うほうは金銭を出してその債務を負担するということになります。この場合は条文の解釈としては、同公社が土地を引き渡せなくなったときは債権者である買い主のほうに契約の解除をすることができるんですけど。ただし、その債務の不履行が同公社側の責めに帰することができない事由のものであるときはこの限りでないということで、通常、同公社が不履行になったときはとなります。

○平良昭一委員 法律の解釈というのはそれぞれ違うかもしれませんが、同じ条文で債権者も債務者が出てくるんですよ。それを両方とも土地開発公社と言っているようなものですよ。この場合の債務者というのは買い手ですよ、金出して補償金預けているところですよ。そこが責めに帰すべきことではないことがはっきりしているわけですよ。明白なんですよ、事故とか病気というのは。これを公的な立場、県の100パーセント出資ですよ。あくまでも皆様方、土地開発公社というのは官ですよ。こういう方々が沖縄県民を、弱者をもっと切り捨てるようなことをやっていたのかと。こういう法律論争ではないと思いますよ、そこまでくると。本当にこういう方々をもっと苦しめていいのかと。これは一般の不動産業者でもそこまではしませんよ。だから民法というのがあって慣習に従うというのがあるんですよ。皆さんはそこまで切り捨てて本当にいいんですかと。これは沖縄県民が絶対に納得できませんよ。自分たちの立場だけを主張したらだめですよ。

○狩俣栄用地課長 やっぱり土地開発公社としては、この公社の土地の売買についてはいわゆる私的契約だという認識で契約をしておりますので、同公社の財産を分譲するというので、民法の原則にのっとった対応になります。先ほどの民法の第543条ですけども、これはあくまでも土地代金の支払いについて支払い義務がある債務者の買い主は土地代金は金銭で行います。金銭で行う

ので、この金銭というのは当然、この市場に存在してなくなることはないという事で、この債務の不履行にはならないと。履行遅滞はあっても履行不能になることはないため、土地代金を受け取る権利のある債権者の同公社から契約の解除についてはできないと。この公社の顧問弁護士といろいろ調整等、相談等をしてして他の民法の原則にのっとった契約で対応するという事にしております。

○平良昭一委員 民法の原則にのっとっていくんだったら、これは契約無効ですよ。そういう判断せざるを得ないですよ。事情は変更してどんどん変わっていきますよ。最初の契約それ自体が無効になってくる可能性もありますよ。私はそう思ってますけどね。まあ顧問弁護士ということで、窓口はみんな顧問弁護士にしていますけれども、皆さま方土地開発公社というのは官ですよ。官が一個人個人と、県民と話をする機会がないんですか。すべて窓口は弁護士にしているというような形、それがまずおかしい。皆さま方の県民を思う気持ちが大事なんですよ。果たしてこのとおり同公社が県民のために動いているかとなると、私は今の状態から見ると、まったくこれは県民のためにならない公社になっていますよ。守ってあげるべきものは守ってあげるのが皆さま方の立場でしょう。今回のこの陳情も、100年に一度の経済危機ですよ。その状況の中での配慮も逆に国のほうでは緊急経済対策をやってくれているのに、逆に沖縄県に貢献しようというプロジェクトを持っている方々を締めつけてくる。話を聞いていますと、すべて弁護士を通してくれということになっているらしいんですけれども、もう公社の価値がどこまであるのかということのも、私はちょっと疑いますよ。その辺はまだまだこういう話し合いの余地があるかないかですよ、これからも。もう皆さま方もすべて弁護士に任せていますということだけで本当にいいんですか。マスコミ等に出るとこれは大問題になりますよ。こういう民間の方、個人も450万円も補償金をそのまま全部取られている方もいると。3000万円の家をつくるのに補償金を入れて、これ全部交通事故に遭って家を建てられませんかから全額没収されましたと。こんなことが本当に許されますか。100パーセント出資の公ですよ、皆さま方は官ですよ。その辺、立場として本当にこのままでいいのかということだけもう一度お聞かせください。

○仲田文昭土木建築部長 このチャージング・リゾート沖縄の件につきましては、再三申し上げているとおり平成19年の契約から2年間、我々としては当然最初から弁護士に任せたわけではなくて、対応できるものは土地開発公社のほうで対応しております。その結果、どうしても最終的な契約解除ということに

ついでに段階になったときに、弁護士のほうに相談をして確認して得た結論でございますので、同公社としてはそういうふうな判断をせざるを得なかったということでもあります。当然、公社という公の立場も踏まえながら今後対応していくということになるかと思っております。

○平良昭一委員　もう皆さま方は結論づけている。弁護士が言っているのが100パーセント正しいという判断に立っているかもしれませんが。それは皆さま方の勝手かもしれませんが、あくまでも官の立場の中での、公社としての立場、譲れるものは譲って話し合いはどんどんやっていって、2年間というものは確かにあの時はなかったかもしれませんが、いま企業はこれだけ苦しんでいるときにその事情もわかってもらう、それを延ばすのも一つの契約なんですよ、優しさですよ。100パーセント誠意を尽くしてきたかなといったら、私はそうではないと思いますよ。会社の方にも会いました。できれば貢献したいんだということをまだお持ちです。そういう面ではまだまだ、弁護士を通すのではなくて土地開発公社としての話し合いはできませんか。

○仲田文昭土木建築部長　この2カ年間において、相手の条件も聞きながら可能かどうかということを検討しながらやってきております。そしてその中で、途中で事業の継続を変更したいという申し出もありましたけれども、それについての具体的な変更のものも示されていないわけでありまして、そういうことでこのホテル業といいますか、それを継続して事業をする可能性はないんじゃないかということで、土地開発公社のほうは判断して最終的な対応をしたということでございます。

○平良昭一委員　要望だけ最後にしておきます。皆さん方のこの土地開発公社との売買契約書、この契約書は大変一方的すぎる。同公社の立場だけしかうたわれていない。ほかの市町村の売買契約書を見ると、最後に信義誠実の義務こういうのもうたわれているんですよ。これにはまったくくない。とにかく私たちの勝手ですよとしか受けとれませんよ。この辺を見直してもらうことも必要だと思います。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○池間淳委員　陳情第74号の4番、16番ですね。これはずっと念願でありまし

た。伊良部町のときからぜひこの損傷した橋、だいぶ劣化しているんですよ。土木建築部長もごらんになったと思うんですが、これはもう以前は、私が県議会で取り上げたときはまだ下のほうしか劣化してなかったんですよ。私も2週間くらい前かな、橋の下まで行ってみました。今度は上まで全部劣化しているんですよ。だからこういうことで早く直してもらいたいよというふうなことで、これは沖縄県離島振興協議会から陳情が上がってきているんですが、今後、宮古島市と協議しながら検討していくということなんですが、これは検討には後ろ向きも前向きもあるんですよ、検討してつくらなくなったとか検討してつくるようになったとかあるわけなんです、土木建築部長も視察されたと思うんですよ。率直な意見を聞かせていただいて、踏み込んだ回答ができればいいなあと思っているんですが。

○仲田文昭土木建築部長 今回の乗瀬橋につきましては、私も現場を見ております。去年の視察、土木委員会で宮古、八重山地域に行ったときもですね、直接下にはくぐっては見えませんでしたけれども、上を通りまして劣化状況というのは私も見ておりますので、これにつきましては、今回とりあえず宮古島市が現管理者でございますので、劣化状況を調査すると。当然、これはかけかえが妥当になるかと思えます。そういうことになりますとやっぱり宮古島市ではちょっと一今は県道とダブル認定というんですか、それをされておりますので早目に県のほうで引き取って、整備については県のほうで検討していきたいと思っております。

○池間淳委員 そのあたりを今この件について、この県道と市道がかち合っているわけですよね。それは区域決定ですか。区域決定をされなければ、県道として格上げできないことなんです、その準備はどうなっているんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 道路法に基づく道路管理者というのは、まず区域の決定をしないとこの管理区域として県の権限は及ばないということです。それと当該乗瀬橋については、一応起点から終点側についての認定はされているんですけども、区域の決定されている部分については現在進められている伊良部大橋の部分だけでございます。そういうことで乗瀬橋については、今後整備の方針とかそういうところを踏まえてから、区域の決定に移るという状況です。

○池間淳委員 逆じゃないですか。今、これは旧伊良部町の町道から宮古島市の市道になっているんですね。旧伊良部町としてはこのかけかえには大変な金

がかかるということで、県でぜひやってもらいたいことなんですけど、やっぱり区域決定をしないとそういう改築が県としてはできないということであれば、県道に格上げする、区域決定をすることが先だと思うんですね。だからそれを先にやらないと手をつけることができないということなんですけど、そういう方向性はどういうふうに。

○前泊勇栄道路管理課長 もちろん区域の決定をしないと県道としての整備ができませんので、まず整備するに当たっては区域の決定をしなければいけないということになります。

○池間淳委員 宮古島市とのその話し合いはどうなっていますか。これは早目にやっていただきたいということで、宮古島市からもこの沖縄県離島振興協議会を通して陳情をしているわけですから、これはもう市の要望だと思っているんですね。早く区域決定をして県道に格上げして整備をしてもらいたいということだと思うんですが、その区域決定を早くやってもらうという準備はどうなっているんですか。

○新里末守道路街路課長 この乗瀬橋の件につきましては、これまでもいろいろな会合とかの中では破損状況とかそういう劣化の状況等がありまして、この職員間同士の中での補修とかかけかえが必要だという話がありましたが、昨年来特に宮古島市になってから、今委員のおっしゃっていただきたいわけの地元、宮古島市とそれから県のほうの話し合いの中で、やはりこの乗瀬橋の現在管理している宮古島市が積極的にこの調査等をして、そしてその状況等を把握した上で県のほうにかけかえなり補修を要求すべきだろうという合意ができて、今回の調査費の計上、そしてこれから調査をするということになっております。

○池間淳委員 その合意はできたわけですね。県が区域決定をするんだという合意はもうできているわけですか。覚書なんかされたんですか。

○新里末守道路街路課長 覚書とかそういったことの文書のやり取りはないんですけども、基本的に先ほど前泊道路管理課長が話をしたように、道路のほうは認定されています。それからこの乗瀬橋のかけかえ等について事業費が膨らむと、大きいものですから、やはり宮古島市では無理だろうということから、方向的にはやはり県のほうで整備すべきだろうということで動いている状況です。

○池間淳委員 これは訓練飛行場なんですけど、円高によってまた以前は約3分の1ぐらいまでには減っているんですが、今度はどんどん練習をする機会が多くなってきたということで、この橋は燃料の運搬にもずっと使っているんですよ。これは当時、飛行場をつくるためにかけられた橋だと思うんですがあれから何十年になりますか。本格的な橋ではないんですよ。仮の橋のようで、もう鉄がそのまま出てるんで劣化しているということもあって、早く直してもらいたいということもずっと要望しているわけですから、いつごろにこの区域決定はされるのかわかりますか。

○新里末守道路街路課長 陳情処理概要の中でも表明しましたように、宮古島市のほうでのいわゆる耐久調査というのを準備していますので、その結果等も聞きながら時期的な区域変更の話が出てくるかと思えます。

○池間淳委員 ですから宮古島市云々じゃなくて、早く区域決定をしていただいて県で調査をしたらいかがですか。宮古島市が調査した、こういう結果が出ましたよと、また県道に認定して区域決定はされていない。決定された後、また調査をしないとイケないわけですよ。そんなに時間をかけるよりは、皆さんはやりたいという方針も出しているわけですから、早く認定、区域決定をしていただいて、調査も県がやるという方向にしたらいかがですか。

○新里末守道路街路課長 繰り返しになりますが、やっぱり今の持ち主である宮古島市のほうでその方針、調査の結果を受けましてやはりかけかえとかそういういったものが必要だというのが出れば、私どもはやはり先ほど申しましたように、事業化に向けての作業というのが始まるということでございます。基本的には、まず持ち主のほうでこの橋がどうなっているかというのを出していただくということが一番重要だと思います。

○池間淳委員 一目瞭然ですよ。土木建築部長もこの前見てあれはだれが見ても怖い、上から通っている間は何も感じないけれども、行って視察すれば怖いということはだれでも感じるんじゃないかなと思っておりますよ。ですから、かけるべきだということは新里道路街路課長も言うておりますし、ごらんになったことはありますか。

○新里末守道路街路課長 何度も見ております。

○池間淳委員　それで感想は。

○新里末守道路街路課長　見かけ上は、下部工が非常に穴ぼこのところが結構多いんですけれども、足ですね。いわゆる橋梁の上の部分、P Cコンクリートなんですけれども、その部分は結構剥離等も少なくてですね、少しずつは出てきていますが。そういう意味では、あの構造は今から30年前にできたものなんですけれども非常に長持ちしているなと思っています。ただし、やはり補修なりかけかえ等ということの何らかの選択は出すべきだろうと思っています。

○池間淳委員　今、道路街路課長もそういう感想を持っているということですが、土木建築部長もごらんになったと思うんですがぜひこの件は、これは伊良部架橋も平成24年度で開通するということでありまして、それから先ほど話したあの飛行場の利用も活発になって大型車が頻繁に回るようになる。そしてサトウキビも伊良部島の何パーセントかな、だいぶ向こうで生産もやっているんですよ。そこのサトウキビの運搬もこの道路ですっとやっていますから、早くかけかえていただいて、安心して運転できるように。いつ橋が壊れて事故が起こるかという心配も多分あると思うんですよ。ダンプの運転手などそういう心配をしながらの運搬ですから、そういうことがないようにぜひ頑張ってください。土木建築部長、一言お願いします。

○仲田文昭土木建築部長　私のほうからやるのはどうしても補助事業ということじゃないとできないと考えております。その点はやっぱり国庫要請するためにそれなりの根拠、裏づけ調査、そういった正確なデータに基づいて、要請をしていけば確実性が高まると思っていますので、今後につきましては宮古島市でやります調査、結果をもって事業化に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員　32ページの陳情第91号の2、1点だけお聞きしたいと思いますが、国の特権事項という言い方をしているんですが、ではこれは陳情の願意をかなえることは、今のところ県としては難しいということですか。

○仲田文昭土木建築部長 処理概要にも書いてありますとおり、航空路をどうするかということについては国が決めることですので、私どもとしてはこうして県のほうでできることは、関係部局と連携をとりながらこれができないかとか、できるような方法を要請なりをしていくということはやっていきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 これは企画部の交通政策課がやるのと、土木建築部の皆さん、空港課でやるのとどっちのほうで国の専権事項との調整はやりやすいんですか。

○与那覇義博空港課長 この件につきましては、県の内部でもいろいろありまして、いわゆる航空路の設定というのは航空局のほうでも管理部、いわゆる運行部なんですよね。そういう意味では交通政策課いわゆる企画部のほうが関係的には近いかなという思いはしております。

○高嶺善伸委員 いずれにしても、八重山圏域の真ん中を通っているFIR、それから与那国島を通っている防空識別圏、これはこれから新しい経路の問題を議論する場合、どんな障害がありますか。

○与那覇義博空港課長 概略図をちょっと持ってますから、それでよろしいでしょうか。

○高嶺善伸委員 時間がないから急いでね。

○与那覇義博空港課長 FIRにつきましては、いわゆるICAOがやるものと、防空識別圏につきましてはいわゆる防衛等との絡みがございます。そういう意味では両方とも台湾側の管理区域に入っておりますから、台湾側の取り組みがある意味においては早道かなという思いはしております。

○高嶺善伸委員 例えばFIRでやりましょう、それでいくと、日本側の管制の飛行情報では話は先行してできないということですか。

○与那覇義博空港課長 今、FIRの中で日本側が及ぶ区域というのは、先ほど言いましたように、石垣島と与那国島の間にあるものでございまして、それをやっていくには、やっぱり国際機関の話し合いになると思います。

○高嶺善伸委員 今、124度かその飛行情報区域の左側ですね、そこはどこが管理しているんですか。

○与那覇義博空港課長 FIRの左側につきましては、一応今は台湾側の情報区域に入っております。

○高嶺善伸委員 それでね、皆さんは国の専権事項となっているというんでね、日本の国が決定できるような権限の範囲のような考え方をしているけれども、これは国際的な問題じゃないのかなあとと思って、それで台湾の飛行情報区域あるいは防空識別の関連があるのに国の専権事項とだけ片づけているので、もうちょっと国際的にいろいろな大きな問題があるかなと思ってのいるんですよ。それで窓口が、では本当に土木建築部でいいのかなと今思っているんですけどもね。与那国町は今町長選挙の前で自衛隊の誘致などの話があって、では自衛隊を与那国島に置こうということになっているんですけれども、その周辺は台湾の防空識別圏であったり台湾の飛行情報区域の中にあるんですよ。それはできるような話になっていて、こういう非常に複雑な問題がひとり歩きして、なんでも日本の飛行情報区域の範囲でできるかのような話が通っているんですよ。だから飛行経路を変えるだけでも、台湾の了解がなければICAOの議題にさえのせられないということがある中で、非常に難しいなあと。だからこれは非常に、場合によっては防衛、外交、航空行政それからICAOの条約を結んでいる190カ国ですか、複雑な問題があるだけに願意をかなえるのであれば、早目に企画部も含めて国も交えて協議をする窓口を絞っていかないと、いつまでたっても入り口にさえもたどり着けないんじゃないかなと思っているんですけれどもね。土木建築部長、これはどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 確かに御指摘のとおり、これを解決するには外交問題とか防衛とかいろいろとまた民間航空関係で国際的に非常に幅広い、いろんなところと調整を図る必要があるということは認識しております。今回、我々、土木建築部のほうで受けておりますけれども、今後、県庁内の例えば交通政策課とかそういったところとどっちに窓口を置いたほうがより早目にできるかというか、適切かということについて庁内でもう一度、関係部局との中で調整してまいりたいと思います。

○高嶺善伸委員 それでね、今、台北の空港から石垣島の空港にプログラムチ

ャーター便がずっと入っているんですよ。台北から出て宮古島の近くにあるSEDKU、飛行情報区域のところですね。そこを経由してから来るので、例えば防空識別圏との境界にあるパルトを経由でそのまま石垣島に入れるだけでもかなり改善できるなど思っているんですよ。まずね、可能なものからやっつかないとこれは難しいだろうと思うんですよ。可能なものをやるには、台北からパルトを通して石垣島に入ると。まずこの程度だったらね、台湾の飛行情報区域の中で飛行経路をちょっと通過点を変えるだけですから、これをまず企画部と皆さんと国土交通省と相談をして台湾と連絡をとって、せめてこれぐらいの改善をさせてくれということから突破口をつくっていったらどうかなあと思っていますので、この辺についてぜひ早目に可能かどうかを確認して次回の土木委員会には聞きたいと思いますので、土木建築部長、もう一度この辺についての姿勢をお聞かせください。

○仲田文昭土木建築部長 やっぱり一番方法が2経路あるようでして、その中でやっぱり早目にできる方法というものから取り組んで、委員がおっしゃるとおり、関係部局と取り組んでいきたいと思っております。

○當山真市委員長 休憩いたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後1時23分

○當山真市委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 陳情第138号、説明資料の7ページ。古島団地の件ですが、先日、準備会議が行われたようですけれども、出席者と内容について少し詳しく教えていただけませんか。

○渡久山盛清住宅課長 6月17日に推進協議会の設置に向けて、準備会議を行いました。その時の出席者は県からは住宅課の職員、それから那覇市の都市計画課の職員、事業者のほうでは株式会社パークレー・リアリティー・沖縄リミテッドの方、それから入居者の代表としまして自治会長と自治会役員の方が

それぞれ出席しました。話し合いの中身についてなんですが、今後、推進協議会の設置するときの4者の構成員をどうしましょうかとか、事務局をどうするかとか、今後、協議会をどんなふうに進めていったらいいのかということについて話をいたしました。以上です。

○照屋大河委員 次の準備会の予定もありますか。

○渡久山盛清住宅課長 具体的な日はそのときには決めておりませんが、先ほど申しました内容をお互いにお話しいたしましたのでそれを持ち帰って、今後それぞれ随時話し合いを行っていきたいと考えております。

○照屋大河委員 本会議でもありましたが、古島団地の状態ですね、コンクリートが剥離するとかひさしが傾いているとか、廊下も傾いているとかということですが、万が一の場合についての責任の帰属というのは、今どこにあると考えていますか。

○渡久山盛清住宅課長 ただいまの御質疑についてなんですが、当該古島団地につきましては、旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会と、それから先ほど申しました事業者の間で、事業・資産譲渡に関する協定が結ばれておりまして、それで事業と資産はすべて先ほどの事業者を引き継がれておりますので、そちらの建物の管理それから住宅の賃貸事業につきまして、建物の維持・修繕を含めまして賃貸人、先ほどの事業者がすべてその責任を負うものだと考えております。

○照屋大河委員 本会議でも先ほど申し上げた状況ですので、推進協議会の設置に向けた準備会もスムーズに進められるように、それから事業者に対してはこの危険な状態があるわけですから、自治会ですか、住んでいる人たちの状態も考えて速やかに維持・管理については、県のほうも注意深く、あるいは強く要請していただきたいと思うんですが。

○渡久山盛清住宅課長 一義的に、先ほど申しました維持管理等の責任の所在ははっきりしていると思っております。その際に先ほど申しました入居者と賃貸事業を行っている事業者との間のいろいろな共通理解が必要だと思っております。共通理解をぜひ持っていただきたいということで、今回の推進協議会を設置したいと考えておりますので、その協議会の場でそれぞれ真摯な話し合い

が持たれるように、県としては努力をしたいと思っております。

○照屋大河委員 次に移ります。陳情第119号安謝川河川改修工事に関する陳情について処理概要がありますが、陳情に至るまでにかなり何度か県と陳情者とのやり取りがあったようですので、もう少し説明いただけませんか。

○小禄茂徳河川課長 この件について委員の皆さんに参考資料をお配りしてあるんですが、それをちょっと説明をしたいんですがよろしいでしょうか。お手元にあります文面に沿って説明します。まず安謝川の河川改修計画の平面図でございませう。現在、安謝川は全体で3600メートル、河口から末吉公園の手前までの改修計画の中で整備済区間というのが約2300メートル、その区間は那覇宜野湾線、通称パイプライン線といわれているんですが、そこまでの区間は整備済みでございませう。現在の陳情にある案件はそのすぐ直上流部分ですね、図面でいうと上のほうです。右岸側に存在しております。それで今、事業としては古島インターチェンジのほうから断面の小さい一ボックスカルバートというんですが、その改修工事をいま進めているところでございませう。続きまして1ページをごらんください。1ページのほうは先ほどちょっと説明したんですが、これは航空写真で非常に蛇行しているのもございませう。この蛇行している箇所の上のほうに存在するのが、今回の那覇学園となっております。続きまして2ページ目の図面ですが、上のほうの図面、直線案といまして昭和55年に全体計画をいただいて、当初この計画で進めておりました。この計画の中からどんどん那覇学園とかそういった方の平成9年の河川法の改定に伴いまして、この自然な蛇行のすぐ下に旧河川敷があるんですが、その蛇行を大事にしながらやろうというのが今新しい河川法の流れですので、それに沿いましてこの直線案から現河川拡幅案といまして、そのまま現況の河道を全部巻き込んで、こういうふうな蛇行をちょっとアールがついた河川計画、それでその中で上を見てわかるとおり、図面に四角い建物がありますが那覇学園の建物が非常に計画に近接しておりました。それが今回この河道を利用することによって、那覇学園の土地を有効利用できるんじゃないかということで、かなり協議を諮りまして新しい現河川拡幅案というのを平成11年3月に合意を得ております。続きまして3ページ、その陳情案件の中でこの管理用通路について学園と管理用通路をうまく利用できないかという話なんですけど、この図面のほうで上を見てわかるとおり、この右側にあるのがBB断面とAA断面なんですけど、この右にあるのが那覇学園の黒潮さんの用地でございませう。河川とかなり段差があるんですが、その段差をなくすためにL型擁壁を設けまして、黒潮さんの土地、那覇学

園とですね、管理用通路を同じレベルで考えた計画をしております。しかしながら、この黄色いラインまではそういう高さがあるんですが、どうしても左側のこの区間のほうにはほかの住宅がございます。住宅がございまして、どうしてもそことそのままこれをずっとすりつけていきますと3メートル近くの段差ができますので、これから少し勾配がついてきまして若干その段差が出てきます。それにつきましては7ページなんですけど、先ほどの管理用通路と平行になっていたんですが、どうしても先ほど言った赤い区間になりますと、縦断がついてきますので少し擁壁を設置しましてその部分と那覇学園と、この通路からこの間を平行にもっていこうという案で理解をお願いいたしております。続きまして4ページですね。大体このピンクのラインから茶色のラインの間が当初の直線案になりまして、この区間を黒潮さんのほうから黄色い箇所と茶色の箇所を買い取りをしております。しかし今回、その蛇行案といましてそういうものになってきますので、計画ではここにある飛び地となっています黒潮さんの土地と茶色の土地を等価交換、そして中に残る黄色い土地のほうを黒潮さんのほうに買い取りをお願いしているところでございます。

○照屋大河委員 今、もうこの蛇行案で平成9年の河川法の改定などもあって現在は蛇行案でいくという県の方針ですか。

○小禄茂徳河川課長 少しつけ加えますと、昭和59年に用地を購入しましてかなり時間がたっているんですけども、その間かなり協議をしましてどうしても直線案だと那覇学園の土地の使い勝手が悪いということで、それとプラスして河川法の改正で、蛇行の現河川も利用していこうということで同意をいただきまして、そういう蛇行案で今計画を進めております。

○照屋大河委員 今、かなり時間もたった、いろいろありますが何が問題になっていますか。

○小禄茂徳河川課長 まず昭和58年に黒潮氏のほうから買い取りの要請がありました。そのときは先ほど言った、0ページにある河川改修平面図とございますが、まだ安謝川のほうはスタートして間がなく、安謝川の今の箇所からずっと下流側を進めておりまして、そこにくるまでかなりの時間を要するわけですよ。そのときに要請がございまして、県としても対応しようということで、いろいろ国と協議を図ったんですが、当時進めている箇所から余りにも上流側だということで、国庫補助はなかなか厳しいということでこの区間については、

昭和59年当時に県単費で対応しております。ですからそこにくるまでには、当時でもまだまだ時間がかかるという予測はあったわけですね。

○照屋大河委員 2300メートル整備済みのところがもう今の課題となっている場所のすぐ近くまできていて、今後その工事を進める、急いでいるんですか。時間がもうないという状況なんですか。

○小祿茂徳河川課長 ちょっと2ページをごらんいただきたいんですが、今2ページの右端のほうに既設ボックスカルバートというのがございまして、その下のほうに少し赤い破線で、その区間が今どうしても断面が既設のボックスではかなり狭くて、大雨等において出水期に上流部がかなり溢水するような状況でございます。その赤いラインのボックスカルバートを今、平成20年度から3年国債で工事を進めておりまして、当然そのボックスカルバートから出る水を下流部分で受けないといけませんので、工事としては急がれております。

○照屋大河委員 陳情という形で今回出てきてしまったんですが、その後協議についてはかなり頻繁に行われていますか。

○小祿茂徳河川課長 今、所管が南部土木事務所なんですが、南部土木事務所の用地課のほうで回数はかなり行っております。

○照屋大河委員 決定的にその条件が折り合わないというところはどこですか。

○小祿茂徳河川課長 黒潮氏から言われているは、まず一つが先ほど言った右側に元直線案で買った土地が、今度は曲線案になりますから、当然、廃川敷が出てきます。先ほど言った図面で言いますと4ページですね。再度説明させていただきますが、その赤い部分の115平米とか190平米でございすね。それが黒潮氏の土地でございす。直線だったものですから、右上のほうの土地とこの赤い土地が分断されました。分断された土地が約300平米でございす。今度は黄色いところと薄茶色いところがございす、そこが今回の河川の蛇行案に伴って、廃川敷というかそういう土地になります。それで、ちょうどその300平米と薄茶色の部分が大体同じ面積でございすので、この部分は等価交換、それで真ん中の黄色い部分につきまして、黒潮氏のほうに買い取りをお願いしていると。しかしその辺がいま厳しいということですね。

○照屋大河委員 当初の残地についての補償は、補償をしていないとか、いろいろこの長い期間をかけて意見の違いがあるみたいですね。そしてその社会福祉事業をやられている陳情者において、非常な時間がかかってしまったなあというところがありますので、今後、何度も繰り返しやってはいるということなんですが、現時点で方針としてはどうですか。

○小禄茂徳河川課長 県の方針としては、かなり長いこと協議を行いましたということで、平成19年に今の土地の交換とかですね、今言った黄色の土地についてはできれば購入していただきたいということで同意をいただいております、その時点で4名の共有者がおりますが、3名の共有者は同意いたしまして押印をしていたんですが、1名の共有者が海外にいらっしゃるということで押印をいただかないで時間がたっていて、その中で先ほど今回の陳情になったいろんな案件が出てきております。ですから、我々としてはこれまでも十分その説明をして、今までの合意に至っていると考えておりますので、その合意に基づいた協力を今後もお願いしていきたいと考えております。

○照屋大河委員 わかりました、次へお願いします。

陳情第140号の泡瀬干潟埋立事業の中止の決議を、という陳情ですが、今4月に予算が可決されて、現時点までの泡瀬干潟に関する工事の状況、それから今後の予定などについてうかがいます。

○神田豪港湾課長 今まだ工事はしてなくて、今後、人工ビーチの突堤工事というものをやる予定です。

○照屋大河委員 一度スタートしてしまった公共工事について、なかなか途中では中断できないというその象徴みたいに、泥がつぎ込まれている様子が全国放送されていますが、あの工事は今やっていないということですか。

○神田豪港湾課長 埋立工事そのものは国の工事として、今そのしゅんせつした土砂を入れる工事は国のほうでもまだやっておりません。

○照屋大河委員 テレビ放送されましたよね。あれから一たんストップしているんですか。

○神田豪港湾課長 いわゆるしゅんせつ工事はまだやっておりませんが、その他の護岸の補強工事は国のほうでやっております。

○照屋大河委員 控訴審が始まって、先日、裁判があったようですがその裁判の様子というんですか、中身を承知している限りでお願いしたいんですが。

○神田豪港湾課長 第1回公判では、いわゆる控訴人である沖縄市より控訴理由書の要旨について説明が行われて、被控訴人2人より意見陳述が行われております。

○照屋大河委員 裁判はいつごろ終わりそうですか。

○神田豪港湾課長 第3回の7月25日でしたか、それで一応結審だということですが、その後また判決まではどの程度かかるかはよくわからないところであります。

○照屋大河委員 土地利用計画について100人ワークショップを開催したり、そういう市民会議などをやるということで始まったようですが、その結果、次の土地利用計画の結果が決定される時期の見通しについてうかがいます。今現在、どれぐらい進んでいるのかということも含めてお願いします。

○神田豪港湾課長 沖縄市活性化100年委員会東部海浜開発土地利用計画見直し部会は、100人ワークショップからの意見を踏まえて、より具体的な土地利用計画の市民案を作成するために設置されており、当委員会において6月には土地利用計画市民案の中間案の報告と、11月には最終報告をまとめる予定と聞いております。

○照屋大河委員 裁判とどっちが早くなるかですね。次ですが、第1期工事区域について、サンゴの移植がことしになって行われたということを知ったんですが、事実でしょうか。

○神田豪港湾課長 今回、移植は平成21年6月2日と4日で行われております。

○照屋大河委員 県が行ったんですか。

○神田豪港湾課長 今回行われたサンゴの移植は埋立区域内に生息している造礁サンゴの保全、有効活用を目的にNPO法人コーラル沖縄が主体となって行われたものであります。

○照屋大河委員 県の依頼があったんですか。

○神田豪港湾課長 いえ、県も国と一緒にあって、その移植作業に協力しております。

○照屋大河委員 その移植作業の面積とか、こういった種類とか、場所とか、方法などについてお願いします。

○神田豪港湾課長 今回移植が行われたサンゴの量は、昨年と同程度のほぼ2トンと聞いております。方法は、昨年と同様のネット法、ボンド法によって行われております。ちなみにネット法とは、ブロックや鉄筋を用いて海底にワイヤーのネットをやってその上に絡むように固定をすると。ボンド法というのはいわゆる接着剤で岩盤とか被覆ブロックなどに固定をするという方法です。

○照屋大河委員 サンゴの移植については全体の予定と、現在までに進んでいる予定、先ほどの2日と4日も含めて作業が今まで終わった、どれぐらい移植しようかという全体のものと、今まで終わっているものについてお願いします。

○神田豪港湾課長 全体の予定といいますか、去年とことしやったんですがまた来年もするかという予定は聞いておりません。おおむね、去年とことしでそこにあるといわれているサンゴの大体3割方じゃないかと聞いております。

○照屋大河委員 来年はやるかどうか分からないということで、2日と4日で2トン、去年も大体2トンと同じ程度だったということで3割、あと7割はどうなりますか。

○神田豪港湾課長 先ほど申し上げましたように、来年もNPO法人なりがやっていきたいという話はまだ聞いておりません。

○照屋大河委員 NPOなどがやらなければ、それは事業として埋められるということなんですか。特に移植する必要はないという状態なんですか、特別や

る必要はないというような。

○**神田豪港湾課長** 環境影響評価書におけるサンゴ類の保全の措置については、相対的に高被度である生息被度10パーセントから40パーセント未満の区域の埋め立てを回避することにより、全体としてサンゴ類への影響の低減を図っております。そして、やむを得ず生息被度の10パーセント未満の区域の一部が消失しますけれども、当該サンゴ類について環境影響評価書では、移植等の保全措置を講ずることにはなっておりません。しかしながら、第1区域内のサンゴ類についてはサンゴの有効活用や保全の観点から、NPOが国や県などへ協力を依頼し、移植を行っております。

○**照屋大河委員** 昨年、あるいはことはやったばかりですが、移植後の状態というのは把握されていますか。

○**神田豪港湾課長** 昨年度のサンゴの移植作業は、沖縄市が主体となりNPO等の協力を得て実施されましたが、移植後のモニタリング調査も沖縄市が主体となって実施していることから、詳細については把握しておりませんが、平成21年3月時点においては良好に生息していると聞いております。

○**照屋大河委員** 本会議でもありました、アーサの不作について少し具体的な説明を改めて求めたいのですが、工事との関係について。

○**神田豪港湾課長** 泡瀬地区の埋立工事に当たっては、濁りの流出を防止するために我々は汚濁防止幕を二重に展帳しております。また、工事による影響を監視するために、汚濁防止幕の内側と外側及び埋立周辺において水質調査を定期的に実施しております。調査結果によりますと工事現場からの濁りの流出は確認されておりません。ですので、北中城村の養殖アーサ不作との工事の因果関係はないものと考えております。

○**照屋大河委員** この工事との関係の疑念があって、アーサの不作についてありましたが、例えば経済部というんですかね、そういう水産部というんですか、そういう皆さんとの分析、連携などもやっていますか。全県にわたるアーサ漁業からこの場所だけが非常に不作ということがあられるらしいので、その辺の分析というのはやられていますか。工事との関係はないとしても、養殖自体の不作についての検討みたいなものはやられていますか。

○神田豪港湾課長 農林水産部との調整ということについては、特にやってはいないんですけども、今実施していない北中城村側の今後の調査の必要性について、やるかどうかについては検討をしているところです。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 最初に、午前中に平良委員が質疑した件についてちょっと気になる答弁がありましたので確かめておきたいと思いますが。県はこういう契約を結んで疑義が出た場合には、顧問弁護士の意見を聞いているということでしたけれども、それに間違いはないですか。

○狩俣栄用地課長 県がということではなくて契約当事者の土地開発公社が、土地開発公社の顧問弁護士と相談しながら対応しているということです。

○嘉陽宗儀委員 先ほどの答弁を聞いていると、弁護士は神様みたいに絶対に正しいという立場を主張しておられるんでね。それで私は気になっているんですよ。私もいろいろな仕事をしているけれども、弁護士は一つの事案でも10名いたらみんなかなり解釈が違うのが当然なんですよ。一つの事例についてもね。だから裁判の判決さえも同じ事案でも、高等裁判所にいったら違うとか最高裁判所にいったら違うとかさ。法の解釈だから。それを県が土地開発公社の弁護士は絶対に正しいかのように一方の側にそれを押しつけるというやり方は、これは今の民法上容認できないという思いがあって、このことを聞いているんですけども、皆さん方は本当に土地開発公社が専任した弁護士が言うのは絶対に100パーセント正しいという立場でこういう業務処理をしているんですか、今までも。あくまで参考意見ならわかるけれども、裁判所の判決みたいに今度はやれということで今までやっているんですか。

○狩俣栄用地課長 土地開発公社はその都度、顧問弁護士といろいろ相談をして対応しておりますけれども、土地開発公社としても顧問弁護士の意見を参考にして土地開発公社として契約当事者の立場から、いわゆるこの契約は土地開発公社と買い手の私的契約だろうと、双務契約としての土地売買契約であるという立場から双方合意した契約を履行してもらいたいということです。

○嘉陽宗儀委員 今ならわかりますよ。やっぱり尊重をするとか弁護士の見解を参考にして当事者間で解釈をしてやるということであれば、その弁護士はそのための顧問弁護士だから意見を聞くのはいいですよ。ただ、顧問弁護士がそう言ったからそれが絶対正しいですというような業務のやり方はまずいんでね、これは指摘だけしておきます。それで、いま用地課長は双務契約と言いましたね。双務契約というのはどういうことですか。

○狩俣栄用地課長 契約に当たって双方が契約の合意事項を確認して、お互いの責任で履行する責務を負うということです。

○嘉陽宗儀委員 双務契約において、もっとも大事な点は何ですか。

○狩俣栄用地課長 双務契約ですから、それぞれが債権者の立場あるいは債務者の立場という履行責任の責務が生じますので、それを信義則にのっとり双方が契約を履行していくということでございます。

○嘉陽宗儀委員 民法第1条信義則にのっとりね、しかも対等平等で贈与とか何とかならば片務でいいけど、これは契約だから当事者のそれぞれの立場を尊重し合って契約すると。信義則に基づいて、ここはいいと思います。そこで契約書にも双務契約の場合には、具体的にその内容が記されてなければ契約書自身が無効ですよ。双務契約の法的解釈はね。最高裁判所の判例でもそうですけれども。一方側の立場での契約というのは普通はあり得ないでしょ。どうですか。

○狩俣栄用地課長 当然、双方が契約の中身を確認して合意をするということになります。

○嘉陽宗儀委員 その双方が契約の中身を確認をして調印するという場合に、その内容の確認事項の重要な点というのは何があるんですか。双務契約において特に欠かしてはいけないものは何がありますか。お互いが認めるだけではないかんでしょう、民法上は。信義則に基づくものであるし。

○狩俣栄用地課長 土地売買取引等は双務契約の代表的なものだと思いますけれども、それぞれの所在、面積、金銭的な、あるいは違反した場合にどのよう

な責めを負うかというのをきちんと明記すべきだと思います。

○嘉陽宗儀委員 権利義務の関係でね、契約書に明確に記載しておかなければならない事項というのがあるでしょう。例えば具体的にいうと契約解除などの件に関してもね、いろいろたってないといけないでしょう。その中身の重要な点は何ですか。

○狩俣栄用地課長 違反した際にどういうことを取り決めるかと、あるいは今のような契約補償金も含めまして、そういうことだと思いますけれども。

○嘉陽宗儀委員 だから、こういうことについてやっぱりまともにきちっと答弁しないというところに問題があると思うんだけど、その契約の場合に売り手側ね、債権者側、債務者側の対等平等の原則がないといけないんですけれどもそうですね。どうですか、それは。

○狩俣栄用地課長 はい、双務契約ですから。

○嘉陽宗儀委員 その中で一番大事なのは、例えば売り手側がどこどこに売る予定だったけれども、これはほかと契約したからこれはもうほかのものに例えば抵当権が入ってしまったとか借地権が入っていると、よそに売っちゃったのであなたには少なくとも契約は履行できませんという、こういうことはやっぱりやっちゃいかんわけよね、売り手側の問題としてね。ただそれがただし、やむを得ない状況がある場合はその限りではないと。これは必ずついてきますね。それで、やむを得ない事情の場合に売り手側のやむを得ない事情というのは一般的にどういうことがあるんですか。

○狩俣栄用地課長 売り手側のやむを得ない事情、今回のような土地売買取引では少ないと思いますけれども、いわゆる……。

○嘉陽宗儀委員 契約にうたわなければならない売り手側のやむを得ない事情というのは契約書には書かないといけないわけ。皆さん方の契約書には、それはちゃんと書かれていますか、書かれていませんね。それから買い手側のやむを得ない事情というのも、当然明記されなければならない。やむを得ない事情の場合には解約することができるという条項は、当然契約の中身に付記しなければならない、やむを得ない事情という場合はね。きょうは法律の本をたくさ

ん持ってきたけれど、これを解釈する暇はないんでね。ただ一般的にそういうことですよ。一般的に買い手側のやむを得ない事情がある場合でも、こういう場合には解約ができると両方やっているからこそ双務契約であってね、皆さん方が結んでいるこの土地売買契約は双務契約の中身を構成していない。専ら売り手側の公社側の立場だけの押しつけであって対等平等になってない。さっき対等平等になるべきだと言っていたけれども、こういうのは信義則に反するんじゃないですか、契約書自身が。契約自身がやむを得ない事情というのは、一般の不動産会社の皆さん方の立場が売買契約に全部入っていますよ。土地買う約束で手付金やったけれども、手付金没収か返還するか、本当にやむを得ない事情だったかどうかというのはこれは土地売買契約書を皆さん方は監督する立場でしょう、宅地建物取引も、契約については。それがないと認めましょう、一般の宅地建物取引業の法の場合でも。一般の宅地建物取引業法の場合でもそういう土地売買に関する契約書にこれは入れないといけないですよ。皆さん方はそうやって監督しているのだから全部入っている、いろいろな相談受けてもね。皆さん方は土地開発公社のものについてこれは入っていないということはどういうことですか。答えられなければ答えられないでいいけど、次はちゃんと宿題やってよ。それで、皆さん方は公序良俗に反する契約というものはわかりますか。公序良俗に反するというものは何条ですか。基本的なことでしょう、少なくともさっき皆さん方は民法を振りかざすんだから。公序良俗に反するというものは民法の第何条ですか。これは土地売買契約のもっとも大事な点でしょう。それをわからないで皆さん方はそういう業務ができるんですか。

○仲田文昭土木建築部長 チャーミング・リゾート沖縄についての契約につきましては繰り返すようですけども、双方合意のもとで契約をされたということでありましてそれに基づいて土地開発公社は対処していると。それからきょうこの場で委員の皆さんからもありました意見につきましては、受けとめておきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 やらないつもりだったけれども、土木建築部長ね、さっきの僕の質疑何を聞いているの。両方の合意に基づいて契約したというのは、これは当たり前ですよ。しかしその場合でも契約についていろんな事例が起こるのでね、それで民法上は信義則に反する一むしろ用地課長のほうがいい答弁をしているのに、土木建築部長になった途端におかしな答弁をするからそれはまずいよ。契約というのは当たり前、その当時はみんな確認をしている。しかしそれでもトラブルは起こる。そのトラブルについて売り手側のトラブル、買い手

側のトラブルいろいろある。だから契約書の中には、双方だから両方の立場がしっかり保証されたものがないといけない。けど契約書そのものがそうになっていないので、公序良俗に反する契約書になっていますよというんでね、私が言っているわけであって、何も契約するときには当事者が合意して当たり前ですよ。それを踏まえての話をしているんだよ。逆戻りするようなことをしないでよ。

○仲田文昭土木建築部長 委員からの意見は受けとめておきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 この件はこのくらいにしておきます。私は泡瀬干潟がどうしても泡瀬の問題ですから中心になって聞こうと思いますけれども、陳情平成20年第68号1ページ。これについてちょっと聞いておきたいんですけども、この処理概要の5行目、「国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります」と。この5行目にありますけれども、皆さん方はどうも裁判の中を見てもこれはまだ生きているという判断で対処しているんですか。

○仲田文昭土木建築部長 これについてはまだ私どもは土地利用計画等については生きていると考えています。

○嘉陽宗儀委員 それから皆さん方は公有水面埋立法の場合でも、環境の保全、生物の保護、こういうのをやりますということをこれまで約束してきて、先ほどの答弁もありましたけれども、工事による環境への影響はありませんということを一貫して説明をしてきています。これは間違いはありませんか。

○仲田文昭土木建築部長 そのとおりです。

○當山真市委員長 休憩します。

(休憩中に、嘉陽委員がみずから準備した写真資料を執行部へ提示し、埋立工事に入る前とその後では環境が大きく変化していることを説明し、その写真を見ても従来の見解を繰り返すのか、それとも工事の影響を認めるのか執行部に確認を行った。)

○當山真市委員長 再開します。

神田豪港湾課長。

○**神田豪港湾課長** ただいまの写真なんですけど、アーサの出現状況については気候や海象等の自然現象によって年変動が大きいと聞いております。泡瀬地区におけるアーサの出現状況について、国や地元住民によると今年の泡瀬地区におけるアーサは例年より早く消失したと聞いております。また現在、事業者において情報収集に努めているところであり、7月15日に行われる環境監視委員会に報告されることになっております。

○**嘉陽宗儀委員** そういう虚偽の答弁を議会でやるのは許されない。私は泡瀬でずっと監視している。ではだれが言ったか、ちょっとその人を言ってください。いつもより早目に消失したと言うのはだれか。いつ消失したか。これを明らかにしないと今の答弁は許されないですよ。我々県議会議員は何のためにこっちにきているか。平気で皆さん方のうそをね、ああそうですかというわけにはいかない。私は現場でずっと調査しているんだから。だからそうであれば、皆さん方が報告を受けた人間を明らかにしなさいよ、これを認めないんだったら。それをはっきりさせなさいよ、そうじゃないと許さないよそれは。うそをつけばなんとかなると逃げ切れるというのは大間違い。だれから聞いたか。

○**神田豪港湾課長** ただいまの情報は国の職員と地元の区長のことです。

○**嘉陽宗儀委員** では区長に確認して、うそついていたら皆さん方に責任問いますよ。証拠も示さないで、私は今証拠を示して、こうですと写真に基づいて日付もつけてこのように消滅していますと、証拠を見せて皆さん方に今質疑しているのに、皆さん方は証拠も示さないでだれだれがそう言っていますからと言って議会でそんな答弁をしてこれを済ましていいんですか。皆さん方が少なくとも現地調査したならわかるけれども、それはやりましたか。

○**神田豪港湾課長** この件に関しましては、今事業者において情報収集に努めているところでありまして、7月15日に行われる環境監視委員会に報告されることになっています。

○**嘉陽宗儀委員** ここは沖縄県議会土木委員会ですよ。我々は少なくとも審査するためにここに来たんですよ。ここで問題になっているのに、よそのほうでどうのこうのと言ってこの場を逃れるということは許されない。県議会は最高チェック機関ですよ。その県議会で今質疑されているのに、環境監視委員会は

検討していますからということで、この答弁を認めたら議会は役に立たないですよ。あってもないようなもんだ。我々は皆さん方のチェック機関ですよ。

○仲田文昭土木建築部長 事業者である国は、ずっと環境については追跡調査をしています。モニタリング観察しておりますので、その事業者からの報告でありますので、私どもはこれについては環境監視委員会のほうにも報告されて、その中で検討されると思います。

○嘉陽宗儀委員 事業者の説明は私は今聞いていない。皆さん方も事業者の一人でしょう、一方でしょう。ちゃんと県の予算もあって皆さん方も事業者の中の一人、その事業者に対して沖縄県議会は住民の代表として、当然行政のチェック機能として、今私は質疑をしているんですよ。私は証拠も見せて、皆さん方の答弁はおかしいんじゃないかと、認める話なら別だけれども、証拠も示さずに委員の質疑に対して、いま皆さん方は責任がないかのように、他人事みたいな説明をするのは許されないよ。議会を軽視するんですか。何のために議会があるか。

○神田豪港湾課長 これまで答弁した内容について、県としても今後調査をしていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 あのね、この土木委員会で我々は、泡瀬干潟の埋立工事の進捗状況はどうなっているかということでみんなそろって行った。そしたら肝心な県の皆さん方は現場で説明してくれと言ったら、説明できなかったでしょう。この土木委員会のみんなで現地調査をしに行ったとき、皆さん方はちゃんと現場で説明できましたか。答弁してください。どこにサンゴがいて、どこにカエルがいて、クビレミドロがどこにあって現場の調査で質問しても何も答えなかったでしょう。

○神田豪港湾課長 私も確か同行をしたかと覚えているんですけども、国が工事する埋立区域内に埋まっているサンゴがどこにあるかということなんですけれども、これは私も一度は見たことはあるんですが、何といいますか、陸上から見ると場所がなかなかわからなくて、あの辺とかそのような説明をした覚えはありますけれども。

○嘉陽宗儀委員 あの辺とも言わなかったよ。結局これ以上、ここでこの議論

をしてもしょうがないけれども、僕から言わせれば無責任ですよ。公共工事ありきでね。私が一般質問のときに言いましたけれども、石垣市の新空港建設する場合でも、白保の海に環境アセスメントをやってサンゴがありませんと。それで専門家が調べましたからと言って、私が地域の人に協力して、専門家じゃなかったらサンゴを知らない琉球大学のアルバイト学生でね、それで皆さん方は済ましていた。当時の議事録を見ればわかる。新日本気象海洋株式会社という環境アセスメントをやった会社も、サンゴの専門家というので私は話をしたら、あなたはサンゴの専門家だというのに、あんなにアオサンゴ群落があるのに貴重なサンゴはないという報告書を出すとは何事かと聞いたら、いや私はサンゴは知りませんよ、私は海藻の専門ですからと。だから事業者の一般的な言い方はこういうところでね、事業者ありきで平気でこういうごまかしの手を使う。僕から言えば泡瀬干潟もそうですよ。だからそう言わないように、少なくとも皆さん方は責任をもって環境がどのように変わったのか、写真を見せても皆さん方は言いわけをしているけれども、皆さん方もそれであれば、ちゃんと写真で早目に消滅したのなら、いつ消滅したのかちゃんと次の県議会までには説明できますか。

○仲田文昭土木建築部長 これから情報といいますか、国と詳しくやり取りをしまして、私どももまた同じ事業者でありますので、その立場で検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 きょうは批判だけにしておきます。こんなやり方は許されない。少なくとも皆さん方は、県議会は何たるものかということを知覚して、少なくとも県議会の権威を台なしにすることはしないようにしてくださいよ。適当に答弁すればなんとか乗り切ったと思ったら大間違いだよ。だからこういうことは気をつけてほしい。いいですね、では質疑します。

次に39ページ、最後の新規の陳情。処理概要を見ると、よく意味がわからないんですけれども、県は沖縄市が土地利用計画を検証することは行政の裁量の範囲内の行為であり、さらに市長表明が出されたからといって、直ちに中城湾港港湾計画や云々というのは生じるわけではないと。要するに、従来沖縄市が計画して沖縄市が進めているから尊重しますと言っていたけど、今度は沖縄市の態度が変わろうが関係ありませんよという、これまでの皆さん方の態度ががらっと変わったなあという感じがするんですけれども、これはどういう意味ですか。意味がよくわからない。従来は沖縄市からの強い要望があって地域住民の要望があって、地域の議会の決議もあってと。しかし、今度は沖縄市が変わ

ったからって事業計画を簡単に変更できるもんじゃないといっているのも意味がわからない。どういう意味ですか、これは。

○**神田豪港湾課長** ここに書いてありますように、沖縄市長表明がなされたからといって、直ちに港湾計画とか埋立免許の変更を生じるものではなく、今現在でもまだ効力は有しているということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 従来もそういう態度でしたか。沖縄市の意見を最大限尊重してということだったと思うんですが、今沖縄市の態度が変わろうが、沖縄市長が新しい態度を出そうが計画そのものは変わらないといっている、沖縄市の意見を尊重第一しにしていたものが変わったような感じがするんですけども。

○**神田豪港湾課長** 申しわけないんですが、繰り返しになりますけれども、沖縄市長表明がなされただけでは港湾計画やら埋立免許の効力がなくなるわけではないということです。

○**嘉陽宗儀委員** 従来はそうじゃなかったけれども、今度からは皆さん方の控訴審を読むと、沖縄市の控訴理由もね、沖縄市長の態度が変わったからといって沖縄市長だけが勝手に決めるような問題じゃない。これはバブル期の事業計画を尊重するといっていますが、まったく同じになっているのでね、皆さん方の控訴理由も大体沖縄市と同じですか。

○**神田豪港湾課長** 県と沖縄市の控訴に大きな違いはないと思っています。

○**嘉陽宗儀委員** 私は一般質問でもやりましたけれども、沖縄市長に日本共産党として泡瀬干潟の工事を中止するように申し入れしてまいりました。それで、裁判の控訴理由は、バブル期の経済が、要するに計画が生きているというんで、私は中心市街地の活性化を目指してつくったコリンザ、あれは商業施設が入らないために今はゲームセンターなどのばくち場になっている。要するに今はテナントをつくろうにもだめになっている。それはコリンザが、今度皆さん方に相談があるはずですけども、向こうもベスト電器が出ていって、パーになっている。要するに新しい中心商店街の市街地活性化のために商業施設を誘致しようとしても、うまくいっていない。そういう打つ手打つ手全部失敗しているのに、バブル期のあのリゾートホテル計画をそのまま生かして本当にできるのかということを知りました。そうしたらね、やっぱり無理と言っていますよ。

それは客観的にそうだから、そして今度は北中城村にも一大拠点の商業施設ができるわけだから、ますますできなくなる。結局何を言ったかということ、もう向こうにはそういう商業施設ができないので、県の皆さん方も相談を受けていると思いますよ。国に頼んで例えばトントンミーを研究する施設とか、それから貴重な干潟の研究施設をつくっていきたいと。もう、ここにある土地開発構想計画そのものが全部なくて、要するに沖縄市独自の事業計画も見通しが立たないと。これを皆さん方にも相談しているはずですよ。そして国の機関の箱ものを誘致するということが沖縄市長は表明しているんですよ。そうすると、向こうには商業施設によって県から沖縄市が土地を買いとって、第三者に売って土地代は要りませんと言っていたけれども、実際上には国から沖縄市が土地を買いとって国の施設をつくるということになっている。皆さん方はそういったことにも、これは泡瀬の事業計画そのものは今ここまできているのに、皆さん方はそれはどうかかわっているんですか。私は一般質問でもこの件について聞きましたけれども。

○神田豪港湾課長 沖縄市は東部海浜開発土地利用計画作成の進め方、計画の有効性、妥当性に対して指導・助言を得ることを目的に、学識経験者、市内団体代表及び行政で構成される東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会を設置しており、県からは土木建築部長が委員となっております。また、国、県、市で構成する連絡調整会議が設置されており、県としましては同委員会や連絡調整会議において、より経済的合理性を高めた土地利用計画となるよう、国と連携を図りながら沖縄市の見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 今ね、少なくとも沖縄市長の我が党の申し入れに対する表明であって、市全体の方針になっていないかもしれないけれども、しかし少なくともトップから今までの事業計画はうまくいかないと、客観的な状況を見たらそこまできているので、当然皆さん方としても行き詰まっている問題についてどうするかということについて、当然、土木建築部長も加わっているんだったらね、事業計画についてかかわっているでしょう。今具体的にどういふかかわり方をしているんですか、中身は。

○仲田文昭土木建築部長 県のほうとしては、先ほど言いました東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の中に私はメンバーとして入っております。それから、国、県、沖縄市の三者の中の連絡調整会議として県はかかわっている状

況です。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも今の客観的状況を見たら、うまくいく見通しは全くないわけで、しかもさっきの言い分では沖縄市長が方針を変更したからといって、ただちにこの計画がなくなるものじゃないという話でしたけれども、この検討調査委員会で皆さん方のほうが方針を変更したら、県はそれを認めるんですか。沖縄市の検討調査委員会で、沖縄市長の方針はあっていわゆる変更された。それは全然別のものであったりしても、県としてはそれを認めるんですか。

○仲田文昭土木建築部長 それは検討調査委員会の中の議論の方向を見ながら判断したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 そうすると今の答弁だと、検討調査委員会の結論が出たにしても、検討調査委員会の中身をそのまま認めるというわけではなくて、改めて県として見直しするかどうかというのは、検討しないと答えは出ないというわけね。

○仲田文昭土木建築部長 その中の議論の行方といいますか、中身を、推移を検討したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 検討調査委員会もね、どんなのがあるかと聞いたら子供たちに夢を語らせている。ディズニーランドつくったらどうかとかね。本当に今の事業計画と全く無関係な議論をしているんですよ、中身は。それを見たら、やっぱり無駄な公共工事とは非常にはっきりしているんで、この辺で本当に客観的情勢を見てね、見直しをちょっと検討してください。要望して終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 土木建築部長にちょっとお伺いしたいんですが、陳情がいろいろ出てまして、前に出されたもので建設業界からの分離分割発注の件で、これは私は一般質問でもちょっと取り上げましたけれども。12ページかな、この沖縄県中小企業家同友会から出されたやつでね、県が沖縄防衛局に要請をして、最近の新聞では沖縄防衛局の地元企業に対する発注が随分件数も上がったし、

金額的にも大分上がったという報道があったように思うんですが、それは事実でしょうか。平成20年度通してではなくて、要請した後のね。

○喜瀬普一郎土木企画課長 内閣府沖縄総合事務局及び沖縄防衛局が行った、我々の要請に対してのいろいろな条件緩和の結果ということでございますけれども、内閣府沖縄総合事務局に県として申し立てたところ、一般競争入札の参加資格ということで、これまで1200点の建設系の工事で道路とかダムとか公園、営繕とかそういったものについては、評価点数を1200点から1000点に見直しされているところです。そして沖縄防衛局のほうにつきましては、WTO基準以上ということで7億9000円以上ですが、これが1200点から1000点に下げているということで、県内の業者が入れるようになっているということでありまして。件数と金額で申しますと、実際には幾らふえたかというのはよくわからないんですけれども、平成19年度と平成20年度では県内企業が沖縄防衛局だけで……。

○新垣安弘委員 最近の報道の中に沖縄防衛局の報道があったと思うんですが、随分変わっていると。その件に関して事実なのかどうか。

○仲田文昭土木建築部長 沖縄防衛局に対しまして要請を行いました。その結果、我々が求めたのは特に県内業者が入りやすい分離分割、これまで沖縄防衛局の発注工事は一括発注というんですが、例えば建築物が多いんですが、建築と施設を一緒にして発注しているという状況がありましたので、これについて分離分割してもらえないかということで要望しまして、我々の要望の後は分離分割をやったということでして、その結果として、新聞に最近載っております内容についてはほぼそのとおりだと聞いております。

○新垣安弘委員 この間一般質問では久米島に関しておうかがいしたんですが、今回の陳情でも離島・過疎地域振興に関するということで、ほとんどの離島のいろんな工事の内容が載っているんですが、久米島に行ったときに儀間ダムをやっているところから、これは下請をしてやっていて、ちゃんと自分たちの社員も勉強になっていて、しっかり下請としてやれているという社長もいたんですが、もう一方でほとんど島の会社がなかなか受注できないと、これではもう全部なくなっちゃうよと、そういう厳しい反応もあったんです。ちょっと聞いたんですが、久米島の中にいわゆるAランクが7カ所あるとしたら、入札するときには久米島の7カ所とプラス沖縄本島から7カ所入れてやるんだと。そ

うすると、なかなか取れないと言うんですよね。だから私も単純にそれを聞いて、ではそれを改善するんだったら久米島の地元の業者が入札しやすいような、取りやすいような割合にするとかですね、何らかの改善策があるんじゃないかと思うんですが。これは久米島だけに限らずほかの離島もね、宮古、八重山地域もそういう状況はあるかなと思うんですけれども。どっちにしろ、県が沖縄防衛局とか内閣府沖縄総合事務局とか国に対して、地元企業を優先ということで何とかしてくれということによって改善してもらって結果が出るわけですから、沖縄本島と離島との関係においても、離島の業者がしっかり地元企業をやっているように、県発注の工事を何とかしてくれよとそういう声もあるわけですから、まあそれは、この間たまたま久米島町と商工会から要請が出てきたと思うんですが、そのことに関して今までの状況と、では本当に改善の余地があるかということと、それで要望にこたえられるような結果に変わってくるかどうかね。そのことだけちょっとお聞かせください。

○仲田文昭土木建築部長 本会議の質問にもお答えしましたがけれども、離島地域においては久米島もそうなんです、例えば伊江島とか伊是名島とか伊平屋島、業者がまず小さい業者で、大きくてもAクラスの業者でBクラスのほうが多いです。そういう場合に、私どもはほとんど指名競争でございますので指名する場合には、例えば工事規模に応じてAランク工事あるいはBランク工事をやっております。そして例えばBランク工事でやりますと業者数が足りない。我々は規模において16社あるいは21社とかありますけれども、足りない場合は例えばBクラスについては、同じ島内にAクラスの業者があればそこから入ると、あるいは下のCから入ると、そういうふうな方法で指名はしておりますので、今後ともその方針というのは一要綱にそれを定めておりますので、なるべく島の業者のほうでやるようにしてもらいたいと。特別また技術的にちょっと無理だというものであれば、例えば儀間ダムもそうなんですけれども、本土大手ゼネコンとかあるいは県内の特Aとか、その3社に当然地元も入ってもらって3社で組むとか、そういう工夫をしてこの離島地域の業者の受注ができるような配慮はしております。

○新垣安弘委員 ではこれは十分そういう離島の地元の業者が取れるような配慮はしているけれども、地元からそういう声が上がるとするのは、どういうのが原因として考えられますか。その工事自体が減っているのか、全く地元から町とか商工会も含めてああいう要請が実際に来るわけですよ。分離分割発注をしてくれとか、年間のべつ工事があるようにしてくれとか、地元業者が取れる

ようにしてくれとかね。そういう声が上がってくる現実と、県は配慮しているという現実、どこでそういうあれが出てくるんですかね。

○仲田文昭土木建築部長 基本的にやっていますけれども、たまにどうしても業者の手持ちの工事とかがあったりして、業者がその島といいますか、久米島で足りない場合はたまに沖縄本島からの業者を何社か入れる場合があります。そのときにたまたまそっちのほうで落札したケースがあった場合に、島のほうで取れなかったとなっているのか、そういうふうに考えられているのか、その辺はちょっと詳しく調べてみないとわかりませんが、そういう状況もあるんじゃないかとは考えられます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情平成20年第202号の2、建設業界の窮状に関する陳情、12ページですね。先ほど新垣委員からも知事初め沖縄防衛局とか政府機関に要請行動をしたということのお話がありました。米軍に対しての要請行動は大体内容に対してどういうことを要請しておりますか、米軍の関係者に。

○喜瀬普一郎土木企画課長 米軍に対しましてはことしの2月13日に米軍が発注する建設工事の分離分割発注による県内建設業者の受注拡大や、建設資材等県産品の優先使用について要請を行ってきております。米軍発注工事への県内企業の入札参加に当たりましては、入札参加申請書類等がすべて英文なため翻訳の必要があることや、また契約金額10万ドル以上の契約に対しましては100パーセントの履行ボンドが義務づけられていることなどから課題があると聞いております。

○吉田勝廣委員 米軍の発注の工事というのは大体わかるんですか。大体県産は幾ら使っているとか、それから100万ドル以上は履行ボンドだけでもこれはどうなっているとか、本土の業者が幾ら入っているとか、それを分析されたことはありますか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 これは、こちらのほうでは統計的な資料がないものですから把握できておりません。

○吉田勝廣委員　　こういうのは資料として米軍当局に対して要請したことはないですか。よくGGとかGDとかいうんだけども。

○喜瀬普一郎土木企画課長　　発注の要請については、先ほど申しあげましたとおりやっておりますけれども、県内業者がどの程度受注したかという米軍基地の工事については把握していない状況です。

○吉田勝廣委員　　いや、だから何もしないから、向こうはくれないわけでしょう。資料とかそういうものは要請したことはありますかと聞いているんですよ。要請しなかったら教える必要は何もないから。

○喜瀬普一郎土木企画課長　　これまでは、そこまでは予期していないんですけれども、今後それも含めて資料を要請していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員　　いや、だから僕はいつも不思議なのは、分析もしないでよく要請できるねと思う立場なのよね。こういうことだからこうしてくださいというのは普通だと何回も僕はしゃべっているんだけどさ。だから、まずはその米軍からどのぐらい発注があって、県内にどれぐらいあって県外があってだよ。だから、また国外で履行ボンドもやっているのかと、日本国内だけで履行ボンドをやっているのかと、そういうことはどうなんでしょうか。

○喜瀬普一郎土木企画課長　　この米軍の情報につきましては、社団法人沖縄県建設業協会というのがありますけれども、米軍のほうでは提供してくれないものですから、そちらのほうでも独自に米軍の全国的なホームページを見て、それからピックアップしているようなんですけれども、それも具体的なものではなくてアバウトな数字だということなんです。それで私どもとしましても、何らかの手だてを社団法人沖縄県建設業協会と連携をして、その推移を把握していきたいと思っております。履行ボンド制につきましては、外国でやっているというのは聞いておりません。米軍基地の中の工事につきましては、その制度を採用しているというのは聞いておりますけれども。

○吉田勝廣委員　　僕らは金武町のキャンプ・ハンセンを抱えているから、米軍の工事は大体日本人が担当しているから、どこどこに工事があるというのがわかるわけよね。どこどこがやっているよというのが。額もわかるわけですよ、米軍の工事だから。だから、そういうことはもう、復帰から何年もなっている

んだけれども、そういう調査分析はきちっとやらないと、まだ工事が少ない、何が少ないといったとしても、そういう分析をして初めて米軍に対して一米軍は大体論理的なのよね。だから日本の慣習とか日本の法律を米軍当局に言えば、ある程度は理解するときもあるんですよ。こういう工事とかいろいろな面に関してはですよ。だから、そこのところはやっぱりある程度分析のための資料要請を正式なルートを通して、正式にやっぱり答えてもらおうと。アメリカのいろいろな議会ではみんな、沖縄の工事全部報告してますよ。どこの工事は幾ら、ハウマッチって、会計に載るわけだからね。各軍事委員会でやってますよ、それは。だからその辺の資料もやっぱり取って、分析されたらいいと思いますよ。

○仲田文昭土木建築部長 米軍発注工事についても、沖縄県の業者が技術的にはそんなに不可能じゃないと思っています。そして問題なのは、このボンド制というのが一番の壁といいますか、それがあると認識しております。これについては私どもも勉強を始めたばかりでございまして、社団法人沖縄県建設業協会、あるいはそのほかの団体等と一緒に勉強していきたくと思っています。また論理的に裏づけ、データがあれば、その辺も求めて収集してそれをもとに、どこどこを改善してほしいという具体的な要請ができるような資料収集をしていきたくと思っています。

○吉田勝廣委員 もう一つですね。米軍とよくやり合うとき、僕らも経験あるんだけれども、先ほど双務契約であり片務契約でありいろいろな契約の方法がありますけれどもね。向こうの契約内容をがっちり吟味しておかないと、直にひっくり返される可能性も出てくるんですよ。アメリカはテーゲー大変ですよ。だから、そういうところがやっぱりまた業者に対して説明しておけば、だから結局はそういうノウハウがないもんだから、ヤマトの業者が来て契約をして、下請がウチナーンチュになるということが多すぎるわけですよ。それは別として次の陳情に移ります。

陳情第76号、これ与那国町の県道の件なんです。処理概要に、「与那国町の意向を確認し、道路整備の必要性を検討していきたいと考えております」という。この陳情は与那国町の意向ではないかと思うんだけれども。陳情というのは意向でしょう、普通に考えるんだったら。また別に意向があるのかな。「要請のある集落内の道路については、生活用道路として利用されております」とあるから、もっと別にあるの。

○前泊勇栄道路管理課長 ちょっと図面を持ってまいりましたので、それで説明をさせていただきたいと思います。

(道路管理課長が図面を使って詳細な説明を行う)

○吉田勝廣委員 そこでちょっと飛躍するかもしれませんが、県道の定義というのをちょっと教えてくださいませんか。

○前泊勇栄道路管理課長 県道の性格というのは、その幹線道路の役目を持っているということで、例えば交通量の多いところだとか、あるいは人口が密集している部分をつなぐという条件がございます。

○吉田勝廣委員 すると、普通は国道から国道を結ぶとかってあるよね。それから、バイパスみたいに国道からまち中を通してまた国道に入るとかね。だから、例えばまた同じ国道が国道をつくって、よくありますよね、バイパスつくるときは国道が国道をつくるわけだから。すると、その国道をつくったときは2つの国道というのは認められないから、1つは県道にするとか町道にするとかということもあり得るんですよ。

○前泊勇栄道路管理課長 国道の性格、それから県道の性格、市町村道の性格、これは道路認定条件の中で基準がございます。ですから、いま委員がおっしゃったように、国道と国道をつなぐ補助幹線というものに対しては県道とか、そういう性格がございます。

○吉田勝廣委員 普通、国道と国道を結ぶ道路は県道と大体言いますね。そうするとそこからが問題。例えば国道58号と国道329号を結んだ恩納村屋嘉田から金武町に来るあれがあるでしょう、県道。皆さんの県道は途中でとまっているわけよね。高速道路のあの入り口で、金武町屋嘉で。もう何年にもなるんだけれども、それは普通、県道と言うのか言わないのか。先ほどのいわゆる説明からすると、国道と国道を結ぶのが普通県道という。それは県道でならねばならない。途中、それはいろんなことがあってつくれなかったかもしれない。その道路にいろいろ問題があつて。それを長く放置するとか、それ以降もどうするかとか。皆さんの図面には県道と書かれているわけね。途中からあれは県道じゃないんだよ、町道なんだよ。その辺をちょっと説明を、飛躍し過ぎかもしれないけれども。

○仲田文昭土木建築部長 屋嘉恩納線の路線の話だと思います。これは当初は国道58号から国道329号、金武町屋嘉まで結ぶ予定だったんですけども、今はその金武町屋嘉のところルートについて地元との調整がつかなくて、やむなく今の状況になっていると判断をしております。私も直接担当じゃなかったのので、そういうふう引き継いでおります。ですから、今後やっぱり地元の調整がつけば、国道と国道を結ぶのが望ましい姿でありますので、今後の検討になると思います。

○吉田勝廣委員 ちょっと飛躍し過ぎるかもしれんけれども。あのね、こういうことですよ。できないんですよ、どうせ。あれは住民が納得しないから。もう何年もなってるから、高速道路につなぐ道路、県道につなぐ道路、自分たちでつくったんですよ、これね。それで県もそれでオーケーしているわけね、納得してあれから交渉も何もありませんよ、普通は。だから、町道を県道にするか、ある程度やっぱり決断をしないと、あれは僕が行政にいるときに金をかけてつくりましたからね、ここを。でも通るのはみんな、ダンプカーが通ったり、町民よりも県民が利用していますよ。そこはやっぱり考えるべきじゃないかと思います。

○仲田文昭土木建築部長 既に金武町のほうで整備されているということですけども、もしこれが当然、機能的に県道と一体となればこれは県道の役割を果たしますので、この場合県道にするとか、そういったものは現地の状況とかそれを見て、金武町と調整をしていくことになるかと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえ)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

これより、甲第4号議案平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

宮城嗣三企業局長。

○**宮城嗣三企業局長** それでは、ただいま議題となりました甲第4号議案について、御説明いたします。平成21年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その1）の13ページをお開きください。

平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、国の補正予算に伴って、資本的収支予算などを増額補正するものであります。現在、安定給水の確保を図るため、老朽化している既設石川浄水場を拡張移転し、耐震化を図りつつ、新石川浄水場等建設事業を推進しているところであります。第2条にありますように、今回は新石川浄水場等建設事業を23億円増額補正するものであります。

第3条は、当該事業に必要な資本的支出の建設改良費23億円を増額補正するとともに、資本的収入について、補助金17億2500万円と企業債4億9200万円を増額補正し、当該事業に要する財源として充当するものであります。なお、当該収入額が支出額に対して不足する額は、第3条の本文のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしています。

次に、14ページをお開きください。

第4条は、企業債の借入限度額を既決予定額33億2500万円から今回の補正額4億9200万円を加え、38億1700万円に増額補正するものであります。

以上で、甲第4号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當山眞市委員長** 企業局長の説明は終わりました。

これより、甲第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 新石川浄水場の建設事業ですけれども、これは能力的にはど

れだけアップするんですか。

○宮城嗣三企業局長 現時点での15万トンから16万5000トン、約1万5000トン能力アップする予定です。

○嘉陽宗儀委員 私は前から新石川浄水場の建設についてはちょっといろいろ要望があったんですけども。その要望は何かというと、おいしい水とおいしくない水がありましてね。私どもが今飲んでいるのはおいしくない水のほうで、それで沖縄市でいえば、登川から泡瀬方面は本当北部地域のおいしい水を供給していると。同じ値段を取りながら不公平じゃないかといって、ずっと提起してきたら、石川浄水場を拡張してそこにブレンド化してそれで給水をすれば、那覇市なんかでもおいしい水が飲めるようになると思いますという答弁がありましたので、それで実は石川浄水場が大きくなるのを非常に期待していたんですけども、でもこれは関係ないみたいね、この事業は。

○宮城嗣三企業局長 新石川浄水場の建設につきましては、現在の石川浄水場が老朽化しているものですから、それを増設して新石川浄水場を整備するというのが一点ございます。あわせて、実は先ほど言いましたように能力が一つアップするわけではございますが、さらに通常処理の部分については、平成22年度までに事業が終わることになってございますが、それ以降は高度処理、委員がおっしゃるおいしい水にするための高度の処理事業が予定されておまして、これが大体平成25年度ぐらいまで続く予定でございます。

○嘉陽宗儀委員 今回の石川浄水場で高度処理もするんですか。別でしょう。

○宮城嗣三企業局長 現在、高度処理については北谷浄水場でやっておりますけれども、新石川浄水場の建設で既存の石川浄水場に代がえるものについては、実は平成22年度に事業が終わります、さらに引き続いて、おっしゃるように水をおいしくするための高度処理事業を引き続き新石川浄水場でやりまして、おいしい水を供給するような体制を組みたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 石川浄水場も高度処理するんですか。いま向こうは高度処理しなきゃならないくらい水が悪いんですか。

○宮城嗣三企業局長 石川浄水場から送水されている水道水、これは市町村の

末端でトリハロメタン、これが水質基準を満たしておりますけれどもその約7割程度まで超えているところが見受けられるという状況でございます、基準そのものは満たされていますけれども、将来、委員がおっしゃるとおりおいしい水という形になりますと、さらに新石川浄水場に高度処理のための施設を整備していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 僕、勘違いしていたかもしれない。石川浄水場は沖縄本島北部地域からの水でね、おいしい水と思って硬度も非常に低いとっていたんですけれども、だから石川浄水場も高度処理をしなければならない事態という話なんでね。では向こうの硬度は幾らくらいなんですか、石川浄水場は。

○大城康信企業技術統括監 委員のおっしゃるおいしい水という話は、硬度処理の分、カルシウム硬度のおいしい水と、今企業局長から説明がありましたトリハロメタンとかいろんな水質的な、より良質の水ということで、今石川浄水場に高度浄水処理を今年度から整備していくということですが、委員がおっしゃっていたカルシウムのものでは石川浄水場は福地ダム系の水がきていまして、ほとんど軟水のレベルです。一方、委員がおっしゃっていた硬度的なものでいきますと、北谷浄水場が100から120ぐらいありまして、いま目標が我々も116という線を立てて、ほぼ昨年、今年とその目標には達しております。北谷浄水場系の高度処理というのも、北谷浄水場でカルシウム硬度の低減化施設を平成15年から稼働させていまして、そういう具合に今は110レベル台の水質で供給できていて、そういう面ではある程度、緩和されているという状況にあると思います。

○嘉陽宗儀委員 全然答弁になっていないね。

○宮城嗣三企業局長 かたい、やわらかいの硬度が一つあるんですが、それ以外にそのトリハロメタンという物質が、ある一定程度を超すと水がおいしくなくなるようでございます、別にですね。この部分についてもさらに高い高度をですね、要するに低い高いの高度処理を新石川浄水場に入れるということでございます。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも福地ダムから来る水はね、かたいという硬度よ。あれは幾らくらいかと聞いているの。100から116まで下げるとかな、いろいろあるんで。

○大城康信企業技術統括監 福地ダム系の沖縄本島北部地域の水源のものは、硬度的には軟水です。40前後くらいの値です。軟水のレベルの40の部分です。あと新石川浄水場に高度処理を入れることはですね、ダムのトリハロメタンの生成物質というのが国ダムのレベルでも徐々に上がる値が出てましてですね、先ほどいいましたような状況で末端末端でそういう基準の70パーセント前後の値が出てきますので、将来的にも高度処理が必要だろうということで導入をしております。

○嘉陽宗儀委員 前にもね、委員会でおいしい水おいしくない水の話をしたら、北谷浄水場で前はコザ浄水場があって、向こうは比謝川の便所の浄化槽から出た水を一今もそうさ、今もやっているんだから。トリハロメタンが特に多いから塩素等を大量に投入して、それでやった専門家は18℃くらいの冷蔵庫に冷やせばみんなおいしい水になりますよとごまかしよったじゃない。それでね、僕の質疑の趣旨は、軟水40は差がありすぎるのでどんなにおいしいと思いなさいと皆さん方が言ってもさ、僕は側で見ているんだから。僕の隣近所は公共下水道があるのに、やらないで浄化槽のまま比謝川に流して、比謝川を蘇生するくらいにやってもさ、どうしてもそれが出てきてこれをさ、どうしても飲みやすくするようにといっても、トリハロメタンを含めて一水質の問題を僕はいま議論しようとは思っていないから。ただ、少なくともそういう意味では、沖縄本島北部地域のおいしい水を特に浦添市の池間委員にも同じように飲んでもらうためにはブレンドをして供給するようにすると。そして皆さん方はこれまでに僕がそういうことを言ったら、いや石川浄水場では今度は金がかかるけどブレンド化しますよということで夢を持っていたわけ。きょう聞いたら夢を砕かれてさ。今後はどうするの。

○宮城嗣三企業局長 今委員がおっしゃる硬度について、平成19年度の実績を申し上げますと名護浄水場が43、それから石川浄水場が30、それで西原浄水場が31、それから北谷浄水場は95だそうです。おいしい水の要件としましては、100の範囲内にあることとさせていただきます。あと一点は北谷浄水場につきましては海水淡水化の用水をブレンドしてやっておりますので、硬度についてはかなりその部でも和らげているのではないかなと考えております。

○嘉陽宗儀委員 きょうはこの辺にしておきますけれども、いずれにせよ県民ひとしくおいしい水が供給できるように、今の企業局長は頑張ってください。

○宮城嗣三企業局長 委員がおっしゃるとおり、県民ひとしくおいしい水が飲めるような形で頑張っていきたいと考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これは今でも一緒なのかよくわかりませんが、この市町村の蛇口がありますね。いわゆる皆さんのパイプからひねったら市町村に入るとか。これ、合理的でないような感じがしてね。要するに石川浄水場からきて、また我がほうの金武町だったらキャンプ・ハンセンに持って行ってそこからまた金武町屋嘉に持っていくわけだよな、いろいろ分散して。石川浄水場からきたパイプは、途中で全部蛇口ひねって金武町屋嘉に入れて金武町伊芸に入れていくとかな、こういう発想を持っていたんだけど。ちょうど僕らが自分たちの水道から県の水道に移管するときにそういう話があって、僕は自分やりあったんですよ、これは非合理的じゃないかといって。今でも一市町村、一蛇口なのか、その辺をちょっと説明してもらえませんか。

○宮城嗣三企業局長 量水器の位置については、基本的に一市町村、一になっております。

○吉田勝廣委員 まだ変わっていないんだね。これは本当に非合理だと思うな、僕は。例えば石川浄水場からですよ、また金武町に戻して宜野座村もそうだよ、久志浄水場からまたくるでしょう。だからその途中で持ってきたら、宜野座村も取って入れればいいんじゃないかと。要するに水は久志浄水場から運んで石川浄水場でどう処理するかわからないけれども、金武町屋嘉があるでしょう。屋嘉だったら屋嘉でパイプを切って屋嘉のタンクに入れてそこから流せばね、わざわざまた金武町金武から持ってくることもないんじゃないかと。

○宮城嗣三企業局長 実は久志浄水場はですね、工業用水レベルまでの浄水能力を持っているというような形になります。したがって、末端市町村に送るためには石川浄水場を通さないといけないということがございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、その途中過程で蛇口では一もちろん宜野座村もそうなんだよね。そうすると、久志浄水場はどこまで配水しているんですか、

区域は。石川浄水場を通して必ずみんな北部地域に持っていつているわけ。名護浄水場少ないさあね。

○大城康信企業技術統括監 久志浄水場は先ほど言いましたように、工業用水レベルの水処理した浄水場です。ですから飲み水ではございませんので、これはずっと石川浄水場、西原浄水場、ずっと南のほうへ原水として送ります。ですから飲み水は石川浄水場へまた分水して、石川浄水場から石川浄水場の守備範囲のところへ送水管を整備して送っております。宜野座村はうちの供給対象事業体になってません。ですから金武町が末端になっていまして、金武町が今の地点でなっています経緯は、以前は金武町に独立した浄水場がございまして、それが統廃合の中で廃止にしましたので、その時点でその統廃合の時点の施設の整備の関係で、あの地点までの送水管が延びているといういきさつがある状況です。

○吉田勝廣委員 そうすると例えばですよ、東村がありますね。それから名護市の久志地域、この辺はどこから水を流しているんですか。

○大城康信企業技術統括監 名護市の久志地域は名護市上水道が辺野古浄水場、市の独自で供給しております。また東村も独自の水道事業で村独自がやっております。

○吉田勝廣委員 では逆にいうと東村も大宜味村も簡易水道、すると名護市辺野古のところは簡易水道ですか。名護浄水場はかかわりないから簡易水道で浄化しているのかな。

○大城康信企業技術統括監 名護市の上水道事業で旧久志エリアは供給されております。

○吉田勝廣委員 そうすると名護市の浄水場から久志に流れているわけだ。いわゆる名護市が自分の浄水場を持っていて、名護市が単独で浄水場を運営して久志に流しているということですね。そうすると、石川浄水場は金武町だけだ、基本的には。

○大城康信企業技術統括監 はい、そうです。

○吉田勝廣委員　そうするとこれからですよ、例えば石川浄水場から西原浄水場までまたいろんな区域がありますね。僕が言ったように一市町村一メーターというんですか、これはやっぱり僕が見てもちょっと非合理的だなあと思うんですけども、あれから10何年なってるかな。これは変えることはないですか。これは変えたほうがいいような感じがするけどなあ。

○宮城嗣三企業局長　一市町村一量水器になった経緯というのは、いろいろな歴史的なものがあると思うんですけどもね。1つは施設が実は量水器を境にして、県管理の部分と市町村管理の部分に分かれるというのが1点ございます。もう一つは水質に対する責任、これがこの量水器を境に、後は市町村の責任、こっちだけの責任という二つの要素があるようでございまして、なかなかそういう経緯があるものですから従前どおり当分の間はやっていこうかなと考えております。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長　質疑なしと認めます。

以上で、甲第4号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労様でした。

休憩します。

(休憩中に、執行部退席)

○當山眞市委員長　再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決方法について協議)

○當山眞市委員長　再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第5号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例採決

いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案沖縄県土地開発公社定款の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は可決されました。

次に、甲第2号議案平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、甲第4号議案平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、甲第4号議案平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、議案等採決区分表により協議）

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情27件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市